

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

# 週報

號日十月四

附錄・新支那現勢圖  
附・新中央政府要覽

議會  
特輯

全法律寮の解説  
豫算の説明  
重要質疑應答

佛國の政變と對ノ關係  
五原方面の戦闘狀況

第一八二號 昭和十五年四月十一日 星期一  
（每週一、四、水、日發行）

十錢

週

報

昭和十五年四月十一日 星期一  
（每週一、四、水、日發行）

## 齒な康健・脆の亞興



### 磨齒ブラク 印公楠大



大特許による  
唯一の磨齒用藥

強い藥効作用！  
完全な清淨力！

頑健な歯齦！強健な歯牙！これこそ健康の原動力です。その點、樂川クララ磨齒は強力なる化學作用によつて口中の各種細菌や汚れを完全に清粉除去し、ムシ歯・口臭・齒槽膿漏を防止すると共に齒と齦とを保護・強化します。強い齒でよく咀嚼し、營養を充分につけ、抵抗力の強い健康な身軀を養つて下さい。

（判LA51格規定國はさき次の書本）

内閣印刷局印刷發行

露光量違いにより重複撮影



護れ

興亞の兵の家

**週報** (四月十日)

— 内閣情報部編輯 —

第七十五議會特輯

概観……………

法律解説篇……………

— 可決された全法律案の解説 —

豫算解説篇……………

— 論議の概観 —

— 論議の要旨 —

— 論議の経過 —

— 論議の結果 —

重要質疑應答篇……………

— 本會議で行はれた質疑應答の抜粋 —

佛國の政變と對ソ關係……………

— 外務省情報部 —

五原方面の戰況……………

— 陸軍省情報部 —

先

紀元二千六百年史抄、本日は休載

**週月間**

三月廿日(土)追加

▼ハル米長官 記者團に南京の新政府を承認せず蔣政権を依然支那政府として承認する旨聲明 (三月廿一日付)

▼國民政府財政部長周佛海 新政府の八大財政案發表 (三月廿一日付)

▼阿部信行大將 特命全權大使に親任せられ中華民國出張仰付けらる (陸軍兵器本部 創設、本部長に齋藤彌平大將補せらる) (外務省情報部長卅日ハル米長官の聲明に對し帝國の見解闡明) (物價對策審議會官制公布、委員も同時に發令) (國民政府政務開始 (四月二日付))

▼精勵改組に際して政府と中央聯盟との協議會開かる (四月三日付)

▼神武天皇祭 (重光駐英大使、英外相と日英貿易問題に關し會談) (英内閣機構を改革、閣員の更迭をなす) (アウリツチ駐日イタリヤ大使東京歸還) (四月五日付)

▼阿部信行大將擡行の帝國政府訓令案與衆院會議で決定 (物價對策審議會第一回總會總理大臣官邸に開催) (價格形成中央委員會委員並びに幹事任命) (汪主席代理國民政府命令を發して具體化に乗り出す旨を明らかにする)



# 興亞の兵の家

## 護れ

露光量違いにより重複撮影

### 週報 (第一八二號) (四月十日)

— 内閣情報部編輯 —

第七十五議會特輯

概観……………二

法律解説篇……………三  
— 可決された全法律案の解説 —

豫算解説篇……………四  
— 豫算案の概観 —

總論(各新聞要旨)……………五

各論(各新聞要旨)……………六

議會……………七

重要質疑應答篇……………八  
— 本會館で行はれた重要質疑の要旨 —

佛國の政變と對ノ關係……………九

外務省情報部……………一〇

五原方面の戰況……………一一

陸軍省情報部……………一二

紀元二千六百廿七、本報は休載

### 週間誌

三月廿七日(土)追加

▼ハル米長官 記者團に南京の新政府を承認せず蔣政権を依然支那政府として承認する旨聲明 (三月廿一日付)

▼國民政府財政部長周佛西 新政府の八大財政政策發表 (四月一日付)

▼阿部信行大將 特命全權大使に親任せられ中華民國出張仰付けらる (陸軍兵器本部創設 本部長に齋藤彌平大中将補せらる) (外務省情報部長卅日ハル米長官の聲明に對し帝國の見解闡明) (物價對策審議會官制公布 委員も同時に發令) (國民政府政務開始) (四月二日(火))

▼精勵改組に關して政府と中央聯盟との協議會開かる (四月三日(水))

▼神武天皇祭 ▼重光駐英大使、英外相と日英貿易問題に關し會談 ▼英内閣機構を改革、閣員の更迭をなす ▼アウリッヂ駐日イタリヤ大使東京歸國 (四月五日(金))

▼阿部信行大將總行の帝國政府訓令案與並院會議で決定 ▼物價對策審議會第一回總會總理大臣官邸に開催 ▼價格形成中央委員會委員並びに幹事任命 ▼汪主席代理國民政府命令を發して具體化に乗り出す旨を明らかにする

第七十五回帝國議會を顧る

概観

事變下三度目の通常議會たる第七十五回帝國議會は、昭和十四年十二月二十三日召集され、貴族院は即日、衆議院は翌二十四日所定の手續を経て成立した。よつて二十六日畏くも、天皇陛下親臨の下、開院式が舉行されたが、この日優渥なる勅語を賜ひ、複雑なる國際政局に處し國力の充實をはかり東亞安定の實を擧げるやう國民の篤ふところを示し給うた。

第七十五回帝國議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ  
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ  
朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百艱ヲ排シ籌畫進攻其ノ宜キヲ得統後ノ臣民齊シク奮ツテ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ  
偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雑極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充實ヲ計リ以テ帝國

ノ所信ヲ貫キ東亞安定ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期スベシ

朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

かくて年末年始の休會に入つたが、その間一月十四日阿部内閣は辭職し、同十六日米内内閣の成立となり、休會を延長して新内閣の下に二月一日再開せられ、昭和十五年大豫算並びに百餘の法律案その他を議題に熱心な討論をつゞけ、二日間

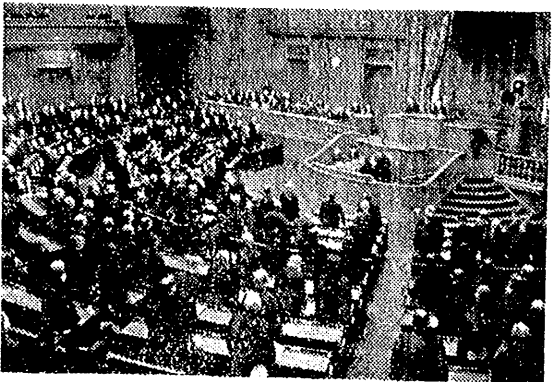
の會期延長の後、三月二十六日會議を終了、翌二十七日閉院式が行はれ、こゝに第七十五回帝國議會は閉幕した。

今議會の議案成績は左の通りである。

政府提出議案	百三十五件	
豫算案	十六件	全部兩院可決
決算	一件	兩院是認
國有財産増減總計算書	一件	可決
承諾ヲ求ムル件	七件	可決
法律案	百十件	内兩院を通過したもの百八件

委員會に於て審査未了のもの二件

今この議會の成果を顧み、成立した政府提出法律全部にわたつて解説を附し、次に昭和十五年大豫算について總論と各省別新規増加經費の一覽を附することにした。



豫算案可決の那利(原自本演説)



# 第七十五回帝國議會を顧る

## 概観

事變下三度目の通常議會たる第七十五回帝國議會は、昭和十四年十二月二十三日召集され、貴族院は即日、衆議院は翌二十四日所定の手續を経て成立した。よつて二十六日長くも天皇陛下親臨の下、開院式が舉行されたが、この日優渥なる勅語を賜ひ、複雑なる國際政局に處し國力の充實をはかり東亞安定の實を擧げるやう國民の竭ふところを示し給うた。

### 第七十五回帝國議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ  
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ  
朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百艱ヲ排シ籌畫進攻其ノ宜キヲ得統後ノ臣民齊シク奮ツテ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ  
偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雑極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充實ヲ計リ以テ帝國

ノ所信ヲ貫キ東亞安定ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期スベシ

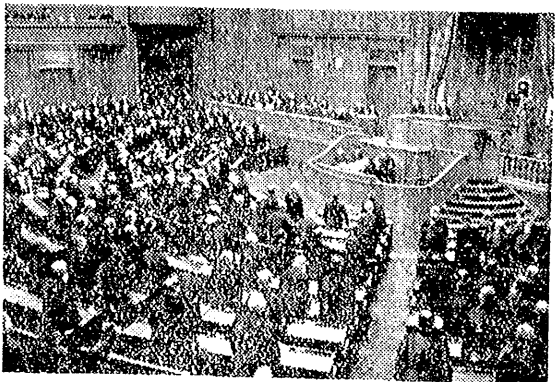
朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等共レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

かくて年末年始の休會に入つたが、その間一月十四日阿部内閣は辭職し、同十六日米内内閣の成立となり、休會を延長して新内閣の下に二月一日再開せられ、昭和十五年大豫算並びに百餘の法律案その他を議題に熱心な討議をつゞけ、二日間會期延長の後、三月二十六日會議を終了、翌二十七日閉院式が行はれ、こゝに第七十五回帝國議會は閉幕した。

今議會の議案成績は左の通りである。

政府提出議案	百三十五件
豫算案	十六件
決算	一件
國有財産増減總計算書	一件
承諾ヲ求ムル件	七件
法律案	百十件
全部兩院可決	
兩院是認	
可決	
可決	
委員會に於て審査未了のもの	百八件

今この議會の成果を顧み、成立した政府提出法律全部にわたつて解説を附し、次に昭和十五年大豫算について總論と各省別新規増加經費の一覽を附することにした。



豫算案可決の那利那(議員本台録)

かくて年末年始の休會に入つたが、その間一月十四日阿部内閣は辭職し、同十六日米内内閣の成立となり、休會を延長して新内閣の下に二月一日再開せられ、昭和十五年大豫算並びに百餘の法律案その他を議題に熱心な討議をつゞけ、二日間會期延長の後、三月二十六日會議を終了、翌二十七日閉院式が行はれ、こゝに第七十五回帝國議會は閉幕した。

# 法律解説篇

今議會に提出された政府提出法律案は、前篇で述べたとほり百十件の多数に上つたが、その中豫防法中改正法律案、日本瓦斯用木炭株式会社法案の二件が衆議院の委員會に於て審議未了となつたのみで、百八件は相當修正を見たものもあるが、いづれも兩院を通過成立した。可決された重要法案について見ると、劃期的の税制改正に伴ふものが、四十五件を占め、過半数に達してゐる。更にこの内譯を見ると、國稅關係が三十七件、(内修正十二件) 地方稅關係八件(内修正二件)である。

次に生産力の確保、物資需給の調整對策に關するものとして、農林省關係では、米穀の應急措置に關する法律案、日本肥料株式會社法案、木炭需給調節特別會計法案など、商工省關係では、鑛業法中改正法案、砂、鐵法中改正

法案、有機合成事業法案、石炭配給統制法案等が擧げられよう。

また貿易振興に關するものとしては、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案、貿易調節及び通商擁護に關する法案、輸出毛織物取締法案、日本輸出農産物株式會社法案等がある。

教育關係では、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案があり、また恩給法中改正法律案、委託又は郵便に依る戶籍届出に關する法律案等も注意すべきものであらう。

更に國民厚生、行政に關しては、國民體力法案と國民優生法案とが通過したことは、國民體力向上の要望に沿ふものとして注目される。

この外に議員提出法律案二十五件が上程されたが、その成績は

十四件

(裁判所構成法改正法律案、檢察廳法案、辯護士法中改正法律案、刑事訴訟法中改正法律案、司法書士法中改正法律案、樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案、計理士法中改正法律案、農家世襲財產法案、検査計理士法案、愛國航空獎券發行ニ關スル法律案、建築士法案、地方食品卸賣市場法案、産師法案、理容師法案)

衆議院委員會の報告を経たが議決に至らなかつたもの一件(青年禁酒法案)

同委員會で審査未了のもの

八件

(民事訴訟法中改正法律案、農地國家管理法案、恩給法中改正法律案、行政書士法案二案、浴場法案、治療師法案、衆議院議員選舉法中改正法律案)

で成立したものはなかつた。

★東北興業株式會社法中改正法律

現行法では政府は會社に對し各營業年度を通じ五百五十萬圓を限度として補給することになつてゐるが、これを八百五十萬圓に改めたもの。(四月一日公布、即日施行)

★東北振興電力株式會社法中改正法律

同社の事業を擴充するに方りその社債發行限度を商法に規定する制限を超えて、拂込株金額の五倍迄擴張した。(四月一日公布、即日施行)

★會計検査院法中改正法律

會計検査院に於ける検査事務増加のため同院に二課を増設し検査能力の充實を圖らうとするもの。(三月二十八日公布、四月一日施行)

★恩給法中改正法律

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普通恩給の停止、遺族の範圍等に關する規定を改正した。(三月二十九日公布、四月一日施行)

(四月三日發行「週報」二八一號参照)

# 法律解説篇

今議會に提出された政府提出法律案は、前編で述べたにほり百十件の多數に上つたが、その中、豫防中改正法律案、日本瓦斯用木炭株式会社法案の二件が衆議院の委員會に於て審議了了となつたのみで、百八件は非常修正を見たものもあるが、いづれも兩院を通過成立した。可決された重要法案について見ると、期間的の豫制改正に伴ふものが、四十五件を占め、過半数に達してゐる。更にこの内譯を見ると、國體關係が三十七件、(内修正十二件) 地方優遇係八件(内修正二件)である。

次に生産力の確保、物資需給の調整対策に關するものとして、農林省關係では、米穀の應急措置に關する法律案、日本肥料株式会社法案、木炭需給調節特別會計法案など、商工省關係では、鑛業法中改正法案、砂鑛法中改正

法案、有機合成事業法案、石炭配給統制法案など見られる。

また貿易振興に關するものとしては、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案、貿易調節及び通商擁護に關する法案、輸出毛織物取締法案、日本輸出農産物株式会社法案等がある。

教育關係では、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法案、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法案があり、また恩給法中改正法案、差支又は郵便に依る戸籍届出に關する法律案等も注意すべきものであらう。

更に國民厚生行政に關しては、國民體力法案と國民優生法案とが通過したことは、國民體力向上の要望に沿ふものとして注目される。

この外に議員提出法律案、二十五件が上程されたが、その成績は

### 十四件

(衆議院を通過し貴族院で議決に至らなかつたもの)

裁判所組織法改正法案、檢察廳法案、皇族士法中改正法案、刑事訴訟法中改正法案、司法官士法中改正法案、障太、憲法院議員選挙法修正案、計理士法中改正法案、農家世襲許可法案、検査計理士法案、愛國航空機發行人認可法案、建築士法案、地方食品卸賣市場法案、産科法案、理容師法案、

衆議院委員會の報告を経たが議決に至らなかつたもの

### 八件

(民部省が中改正法案、農林省管理法案、恩給法中改正法案、行政官士法案、空軍、監視法案、治政師法案、衆議院議員選挙法中改正法案)

附記、四十四件は兩院の合意を得たものではないが、以後の作業を断つて成立したものはいなかつた。



### ★東北興業株式会社法中改正法案

(修)は衆議院修正、(修)は貴族院修正

現行法では政府は会社に對し各營業年度を通じ五百五十萬圓を限度として補給することになつてゐるが、これを八百五十萬圓に改めたもの。(四月二日公布、即日施行)

### ★東北振興電力株式会社法中改正法案

同社の事業を擴充するに方りその社債發行限度を商法に規定する制限を超えて、總込性金額の五倍迄擴張した。(四月一日公布、即日施行)

### ★會計検査院法中改正法案

會計検査院に於ける検査事務増加のため同院に二課を増設し検査能力の充實を圖らうとするもの。(三月二十八日公布、四月一日施行)

### ★恩給法中改正法案

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普通恩給の停止、遺族の範圍等に關する規定を改正した。(三月二十九日公布、四月一日施行)

(四月三日發行、週報二八一號参照)







他の種目に属せざるべき所得  
ニ 勤勞所得、遺贈、贈與、年金、恩給、賞與等  
ホ 山林所得  
ハ 退職所得

### 二 課税除外(第十一條)

軍人及び軍需の従軍中の傷病、手筈及び賞與、備置積蓄の恩給並びに遺族の恩給及び年金、郵便貯金の利子等

### 三 免稅點及び基礎控除(第十四條、十五條、十六條、十七條)

- イ 不動産所得、免稅點は二百五十圓
- ロ 配當利子所得、免稅點は二百五十圓
- ハ 事業所得、免稅點は二百五十圓
- ニ 勤勞所得、免稅點は二百二十圓の控除
- ホ 山林所得、免稅點は二百二十圓の控除

### 四 稅率(第二十一條)

- イ 不動産所得、百分の十
- ロ 配當利子所得、甲種中國債の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九、その他は百分の十、乙種は百分の十
- ハ 事業所得、申請は百分の八・五、乙種は百分の七・五
- ニ 勤勞所得、百分の六
- ホ 山林所得、十六圓以下は百分の五、以上は百分の七・五
- ヘ 退職所得、一萬圓以下は百分の六、一萬圓を超える金額は百分の十二、十萬圓を超える金額は百分の二十五、五十萬圓を超える金額は百分の四十

### 五 控除(第二十四條、第二十五條、第二十六條、二七)

イ 甲種の勤勞所得に對しては、その年一月一日現在の扶養家族一人につき年百五十圓の割合に依り給與の支給期間に應じて算出したる金額

額の百分の八に相當する金額を分類所得額より控除する  
ロ 不動産所得、事業所得、乙種の地方所得又は山林所得の分類所得に付ては、百五十圓の百分の八を分類所得額より控除する  
ハ 扶養家族とは同居の妻、並びに同居の戸主及び家業中十八歳未満者は六十歳以上又は不具慮者  
ニ 不動産所得、事業所得、勤勞所得及び山林所得に對する分類所得額より年額二圓以内にて、命令を以て定むる金額の百分の六に相當する金額を控除する

### 第三 綜合所得稅

- 一、綜合所得稅は、個人の總所得に付てこれを賦課する(第二十八條)而して、課税除外は大體分類所得と同一である(第二十九條)
- 二、第三十條は個人の總所得計算方法を規定して居る
- 三、免稅點一總所得金額五千圓以下(第三十二條)
- 四、免稅點一總所得金額五千圓を超える部分に對し百分の十乃至百分の六十五の累進稅率に依り課稅(第三十三條)

### 第四 申告、調査及び決定

- 一、納稅義務者(甲種勤勞所得を除く)は毎年三月十五日迄に所得の種類及び金額等申告の義務がある(第三十四條)
- 二、所得金額は、所得調査委員の調査により、政府に於てこれを決定する(第三十六條)
- 三、所得金額を決定したときは、政府はこれを納稅義務者に通知する(第三十九條)

### 第五 所得調査委員會

- 一、所得調査委員會は、各稅務管区内これを置く(第四十條)
- 二、所得調査委員の任期は四年である(第四十三條)
- 三、所得調査委員會は稅務局長の通知によりこれを開き、開會日は三十日以内とする(第五十八條、第五十九條)

## 第六 審査、訴願及び行政訴訟

- 一、納稅義務者、政府の通知せる所得金額に對し異議あるときは、不服の事由を附し政府に審査の請求を爲し得る(第六十七條)
- 二、所得審査委員の決議による政府の決定に不服ある者は、訴願又は行政訴訟を爲し得る(第七十一條)

## 第七 徵收

- 一、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得又は甲種の退職所得に對する分類所得は源泉課稅(第七十二條)
- 二、不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林所得及び乙種の退職所得に對する分類所得及び綜合所得は賦課課稅にして年額を四分(第七十三條)

## 第八 雜則

- 一、納稅義務者、失業その他の事由に因り營業し、或は納稅困難と認めるときは、政府は所得稅を軽減又は免除することが出来る(第七十五條)
- 二、納稅、給料、購買、年金、恩給若しくは賞與等の支給者は命令の定めるところにより必要な事項を政府に申告せねばならぬ(第七十九條)
- 三、北海道、府縣、市町村その他の公共團體は所得稅附加税を課することが出来る(第八十七條)

## ★法人稅法(修)

今回の稅制體系整理に伴ひ法人に對する課稅の適正簡易を圖るため、現行の第一種所得稅法人資本稅等を整理統一し單一法に規定することとなつたもので、その要點は左の如くである。

### 一、課稅の對象(第一條、第二條)

### 六、納稅義務者の申告義務(義務ある法人は財産目録、貸借調、損益計算書又は清算若しくは合併に關する計算書並びに所得金額及

- イ 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に對しては、その所得及び資本の全部
- ロ 本法施行地外に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては、本法施行地に於ける營業の所得及び之に關する資本
- 二、課稅標準は各事業年度の所得、清算所得、各事業年度の資本(第三條)で法人の各事業年度の所得は各事業年度の利益金より損金を控除し、本金額である(第四條)法人が各事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税及び臨時利得稅は之を所得の計算上損金に算入しない(第四條)
- 三、課稅免除：重要物産の製造、採掘又は採取を爲す法人には命令の定めるところに依りその事業を開始した年及びその翌年より三年間その業務より生ずる所得に對し法人稅を免除する(第十二條)
- 四、控除  
イ 法人が國債を所有するときは、預金の利子額中その國債を所有した期間の利子額の七割に相當する金額をその所得より控除する。但しその利子が外債債權利得又は配當利子特別稅を課せらるるものなるときは、それ等稅の相當額を控除したる残額を控除する(第十三條)  
ロ 法人の各事業年度分の臨時利得稅額は當該事業年度の所得金額より之を控除する(第十四條)

### 五、稅率(第十六條)

- イ 各事業年度の所得：本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は所得金額の百分の十八、本法施行地外に本店又は主たる事務所を有せざる法人は所得金額の百分の二十八
- ロ 清算所得：所得金額の百分の十八
- ハ 各事業年度の資本：資本金額の百分の一・五



酒利益に課税してある臨時利益税に包含することとした(四條)。その内容は法人の利益中、資本金額の年一割を超える金額(前年度利益額)に對し百分の二十五乃至百分の六十五を課税することとしてある。尤も資本金十萬圓以下の小法人については、右税額を夫々百分の十程度軽減することとなつてゐる(四條)。

二、税務適用上の基算利益の算定方法は「昭和十一年十二月三十一日以前三年間」即ち昭和九、十、十一の三年に互る平均利益率による。尤も平均利益率のないときは「前未滿のときは一割とし、二割を算入るときは二割を、夫々平均利益率とする(四條ノ二)。

三、法人の利益の計算上法人税と臨時利益税は損金に算入しない(第五條)。

四、個人の臨時利益税は、法人と同様に甲種乙種の區別を設け、一律に營業利益と爲し、利益の計算は昭和九、十、十一の三年の平均利益を算定する金額を利益とする。但し平均利益が七千圓又はその年の利益の三分の一の金額より少額なるときは、七千圓又は利益の三分の一の金額の何れか多額なる一方に依る。

而してその税率は百分の三十である。營業利益に對しては百分の二十五を課税する(四條ノ三)。

個人の利益が二萬圓未滿のときは營業利益に對する臨時利益税を課さない(第十二條)。

★營業稅法 (修)

今回税制體系整理に伴ひ所得稅中に收益稅の作用を織込み課税することとなつたため、營業收益稅を廢止し、この營業稅法を制定するの必要を生じたのである。

本稅は今後地方自治體の獨立財源とし地方財政の基礎を強化するのであるが課稅標準の統一や地籍の整備等の必要から一部は國稅として徵收し、その徵收道府縣に

還元的に交付する。

一、法人營業稅

- 1 納稅義務者は日本内地に本店、支店その他の營業場を有する法人である(第一條)。
- 2 課税は營業利益に對してなされ、その計算方法は「舊年度毎ニ」(利益金)より損金ヲ控除シテ金額である。然し政府ノ存スル印紙切手額(賣場)ノ製、修費又ハ販賣ノ新聞紙法ニ依ル出費等には課さない(第三條、第四條、第十一條)。
- 3 税率は百分の一・五である(第十四條)。

二、個人營業稅

- 1 納稅義務者は日本内地に營業場を有し物品販賣業、金融貸付業等第二條に定めてある營業をなす個人である(第二條)。
- 2 課税は營業の純益であるが(第三條)、純益年額四百圓未滿のものには課さない(第十三條)この點法人の課稅基準限のなりの異なる。その計算方法は「前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シテ金額である。然し命命を以て指定する重要物販賣の製造等には一定條件一定年限に限り免除される。
- 3 税率は法人と同様百分の一・五である。

★地租法中改正法律 (修)

課率の百分の三八を百分の二に改め、賃借價格五圓未滿のものについては地租を賦課しないこととし、又納期等についても改正を行つた。

★酒稅法 (修)

本法案は今回の税制體系の改正に伴ひ酒稅關係法律を

綜合し單一稅法と爲し、併せて酒稅負擔の均衡を期し國庫の増收(大體三割程度)を圖らうとするもので、その要點は次の通りである。

第一 總則

一、酒類とはアルコール分一度以上の飲料をいひ、酒類を分ち清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味酢、燒酎、麥酒、果實酒及び雜酒とする(第一條)。

第二 製造及び販賣の免許

- 一、酒類を製造せんとする者は製造すべき酒類の各種類につき製造場一個所毎に政府の免許を受けねばならない(第十四條)。
- 二、毎酒造年度に於て清酒及び合成清酒は各三百石、白酒、味酢及び燒酎は各五十石、麥酒は一萬石以上の製造場をなければ製造の免許は與へられない(第十五條)。
- 三、酒類の販賣業を爲さうとする者は政府の免許を受けねばならない(第十七條)。

第三 酒稅の賦課徵收

- 一、酒稅は造石稅、庫出稅の二種とする(第二十六條)。
- 二、税率：清酒及び白酒は造石稅は一石につき四十五圓、庫出稅は一石につき二十五圓、麥酒は庫出稅一石につき五十九圓三十錢、他の酒類もそれと造石稅、庫出稅が定められてゐる(第二十七條)。
- 三、酒類が滅失したとき、漏散その他の事由により飲用に供し難い状態に於ては命令の定むる所によりその酒類造石稅を免除することが出来る(第三十二條)。
- 四、酒類の製造者は毎月製造場より移出したる酒類の種類毎に石數を記

五、製造場を設けず酒類を製造した者は五千圓以下の罰金に處せられその罰金に併せて酒類及びその標幟符號等は沒收される(第六十條)。

六、政府の承認を受け酒類を輸出し水ときはその造石稅を免除し又はその稅額に相當する金額を交付することが出来る(第四十一條)。

七、政府は製造場に對し造石稅につき擔保の提供を命ずることが出来る(第四十二條)。

八、製造者は造石數の査定又は檢定前その酒類を處分し又は製造場より移出する事が出来ない(第四十九條)。

九、政府は酒造組合により設立し酒造組合又は組合中央會に對し課稅上必要な設備を爲し若しくは徵收事務の補助を爲し又は酒稅保上必要な擔保を爲すべきことを命ずることが出来る(第五十九條)。

十、製造者は造石稅の賦課を受けるべき酒類の各種類につき製造場一個所毎に政府の免許を受けねばならない(第十四條)。



大 臣 席 (議會本棟議場)

第五 罰 則

一、免許を受けず酒類を製造した者は五千圓以下の罰金に處せられその罰金に併せて酒類及びその標幟符號等は沒收される(第六十條)。



★入場税法 (修)

本法は支那事變特別税法第二十六條乃至第三十條に規定されて居る入場税を單獨法とし、法規の平明化を圖り税率を増加し、以て國庫の増收を圖らんとするもので入場税及び特別入場税の二種から成つてゐる。

支那事變特別税法によれば入場税は總て入場料の百分ノ十であるものを第一種入場税(主として觀覽を目的とするもの)に課し、百分ノ三を第二種入場税(従前通り百分ノ十、三種未満は百分ノ二十、三種以上は百分ノ三十、同義、定期又は貸切は百分ノ二十とし第一種入場税(貸借の費用を目的とするものを課す)は百分ノ二十(但し遊技場は百分ノ十とし従前の倍と改め第一種の免稅額を二十三條より十九條に引下げ、又特別入場税(動物園等の入場券に課す)の税率は入場料の百分ノ十で免稅額は入場税と同じく十九條である。

★印紙税法中改正法律

税制改正に伴ひ法規を整理し國庫の増收を圖らうとするものである。

★骨牌税法中改正法律

負擔の均衡と國庫の増收を圖るため納稅義務者に対する賦課

物品税に對しては内國稅免除を認めてゐない。

★支那事變特別税法及臨時租稅增徴法廢止法律

★營業收益稅廢止法律

★資本利子稅廢止法律

★法人資本稅廢止法律

以上は今回の稅體系の改正に伴つて之を廢止することとなつたもの。

★臨時租稅措置法中改正法律

本改正法は今回の稅制改正に伴ひ生産力擴充等に關し課稅上必要の措置を講ずる必要から改正を行つた。

- 一、法人の留保所得の運用に依る租稅の輕減に關し超過その輕減率を増加す。(第一條ノ二)
二、法人の各營業年度の所得、又は個人の中種の事業所得中に邦外に於ける營業より生ずる所得あるときは、その營業より生ずる所得金額に百分の四又は百分の二を乗じた金額に相當する法人税又は分額所得稅を輕減す。(第一條ノ五)
三、命令を以て指定する積物又はその積物を賣出する營業者には命令の定むる所に依り積物業より生ずる所得金額に百分の二を乗じた金額に相當する分額所得稅又は法人税を輕減する。(第一條ノ六)
四、標本に於ては本法の施行に關し必要あるときは勅令を以て別段の定めをすること出来る。(第二十三條ノ二)

額を引上げた(第四條中改正)外、現在検査の權限を有する收稅官吏に更に質問の權限を附與し(第十一條)且つ罰則を相當強化した。

★狩獵法中改正法律

免許段二等所得稅二圓以上ヲ納ムル者又ハ其ノ家族、五十圓を二、等所得稅ヲ納ムル者及其ノ家族、七十圓を二、等所得稅ヲ納ムル者、及其ノ家族、三十圓を二、等以外ノ畜ニシテ分額所得稅年額二圓以上ヲ納ムルモノ及其ノ家族、四十圓を二、三等履行十五圓ノ十八圓に改めた。

★明治四十四年法律第四十五號中改正法律(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)

砂糖消費稅法、織物消費稅法の改正並びに酒稅法、物品稅法が制定された結果、改正を要することとなつた。

★大正九年法律第五十一號中改正法律(内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル法律)

酒稅法、物品稅法の制定に伴ひ、これが改正を要することとなつたもので、尙ほ例外として織物と織物製品のこととなつた。

★家屋稅法

今回の中央地方を通ずる稅制の改正に伴ひ從來地方稅として徵收した家屋稅を國に移し、負擔の適正を期さうとするもので、その概要は次の通りである。

第一總則

- 一、課稅客體：本法施行地に在る家屋にして住家、店舗、工場、倉庫、其の他の建物(第一條、第二條)
二、課稅除外：(第三條)
イ 國道、府道、市町村其の他公共組合等の公用又は公共用家屋
ロ 神社、寺院又は教團の所有する家屋
ハ 國貨保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法に依り國貨、史蹟、名勝として指定せられた家屋
ニ 私立の幼稚園、小中學校、專門學校、高等學校、大學及び大體大臣の指定する其の他の私立學校に於て直接に供養又は教育の用に供する家屋
ホ 其の他命令を以て定むる家屋
三、課稅標準：家屋の構造に依り定むる(第六條)
價額標準は賣主が公開、修繕費その他家屋の維持に必要な経費を算入する條件を以て之を賣出す場合に於て賣主の取得すべき百分の金額に依る。
四、稅率：百分の一・七五(第七條)
五、納期：二期とし一期は六月中、二期は十一月中とする(第八條)
六、家屋には二箇年に一度其の床面積及び價額標準を定め、(第四條)



第二 貸賃価格の調査決定

- 一、賃賃価格は新築、増築又は修繕した場合は、賃賃調査委員の調査に付し政府が之を定める(第十一條)
- 二、新築、増築、修繕を要せざる賃賃を調査する場合は、其の賃賃価格は前年の賃賃価格に比準し、賃賃調査委員の調査に依りて之を定める(第十一條)
- 三、賃賃価格は五年毎に一般に之を改定する(第十二條)
- 四、賃賃価格を一般に改定する場合は、前年四月一日現在の賃賃価格を標準とし、賃賃調査委員の調査する(第十三條)

第三 家屋の異動

- 一、家屋を建築したとき、増築したとき、家屋税を課せざる家屋が家屋税を課せざる家屋と認められたとき、家屋税を課せざる家屋の一部が家屋税を課せざるものと認められたときは、家屋所有者は三十日以内に税務署長に對し申告義務を負ひ、同じく直ちに賃賃価格を定める。
- 二、家屋が毀損し、所有者が其の旨を申告した時、直ちに其の賃賃価格を定めかへる(第十六條、第十七條、第十八條、第十九條)
- 三、二つの家屋が一つの家屋と認められたとき、家屋税を課せざるものと認められたとき、家屋の一部が家屋税を課せざるものと認められたとき、家屋の一部が所有者を異にするに至つたときは、其の所有者は税務署長に申告義務を負ふ(第二十條)

第四 家賃貸賃価格調査委員会

一、賃賃価格を一般に改定する毎に賃賃調査委員内に家賃貸賃調査委員会を設け、同じく税務署管内に在る市については命令を以て賃賃調査委員を設け、同じく賃賃調査委員を以て之を組織する。調査委員の定数は命令を以て之を定める(第二十四條)

第五 家屋税の徴収

所得及び雑種につき所得税及び營業收益税を免除することとなつてあるが、税制改正に伴ひ同法中「及營業收益税を」又は「併せて」の語を「及營業收益税に改めるとした。

★アルコロール製造事業等ニ對スル所得税等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律

税制の改正に伴ひアルコロール製造事業等に對する所得税等の免除規定を整理するためアルコロール專賣法外十三件法律中の改正したもの。

★租税法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律

租税法規の改正に伴ひ恩給金庫法外二十三件の法律中の改正を爲すものである。

地方税制關係 [内務省]

★地方税法 (修)

本法は地方團體が直接賦課徴収する地方税の基本的事項を規定したもので、間接課徴形態の地方税制に屬する地方分與税法案と共に地方税制の根幹を爲す法則である。

家屋税は各納税義務者に付同一市町村内に於ける家屋の賃賃価格の合計金額に依り算出之を徴収する。但し賃賃価格の合計金額が命令を以て定むる金額に達せざるときは賃賃税を徴収せぬ(第五十四條)

★所得税法内外地關涉法

所得税法の改正及び法人税法の制定に伴ひ所得税及び法人税の課税に關し内外地の關涉に關する規定を設けるの必要から本法を設けた。

★昭和十二年法律第九十四號中改正法律

- （支那軍變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租税ノ減免、徴收猶豫等ニ關スル件）
- 一、第一條は支那軍變の爲從軍した軍人軍屬の納付する昭和十二年以降の分の第三種所得税、増徴、營業收益税を命令の定むる所に依り軽減又は免除し得ることを規定してあるが、之に一項を追加し支那軍變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降ノ分の所得税及營業收益税ニ付亦前項ニ同じこととした。
- 二、第二條は支那軍變の爲從軍した軍人軍屬の昭和十五年以降の分の第三種所得税及び營業收益税につき命令を以て課税標準の決定に關する特別を設くることを規定してあるが、之に一項を追加し支那軍變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降ノ分の所得税及營業收益税ニ付亦前項ニ同じこととした。

★大正十三年法律第六號中改正法律

（外國船舶ノ所得税等免除ニ關スル件）  
日本に住所を有せざる外國人又は外國法人は外國の船籍を有する船舶の

今回の地方税制の改正は、地方負擔の不均衡及び地方團體財政の一般的窮乏の現状に對處するため、その目標を主として地方稅負擔の均衡を圖ること及び地方團體財政の基礎の確立を期することの二點に置き、併せて税制の簡易化を圖ることとし、この目標を同時に達成するために地方税制の根幹に二つの重要な改正を行つた。その一は地方團體の獨立財源たる地方税を地方施設との關聯性を考へ、地租、家屋税及び營業税を中心としたいはゆる物稅本位の制度とし、その二は地方稅源の地域的偏在を是正するため地方税制に分與税制度を創設したことである。そして地方税法規の簡明を期するために現在地方制度、地方税に關する特別法規、その他の諸法令に散在してゐる地方稅關係法規を地方税法案に統合し且つ納税上、徵稅事務上改善を要する點を改善し、一般に理解し易く、章、節に分けて規定した。

本法は九十六條から成つてゐるが、その中地方税の實體に關する規定改正の要旨は大體次の通りである。

- 一、府縣稅及び市町村稅として課税することを得べきものを左の通としたこと。



○府 縣 税

普通税

國稅附加税Ⅰ地租附加税、家屋税附加税、營業稅附加税、鑛區稅附加税

獨立税Ⅱ段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動產取得稅、遺業權稅、發給證稅、修繕稅

目的税

都市計畫稅Ⅰ地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅

水利稅Ⅰ地租稅、段別稅

○市町村 税

普通税

國稅附加税Ⅰ地租附加税、家屋稅附加税、營業稅附加税、鑛區稅附加税

府縣稅附加税Ⅱ段別稅附加税、船舶稅附加税、自動車稅附加税、電柱稅附加税、不動產取得稅附加税、遺業權稅附加税、發給證稅附加税、修繕稅附加税

獨立稅Ⅱ市町村民稅、舟稅、自轉車稅、荷車稅、金庫稅、鑛區課稅、屠宰稅、犬稅、其の外府縣獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び主務大臣の許可を受けて起したる税目

目的税

都市計畫稅Ⅰ地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅、市町村稅獨立稅(市町村民を除外し、その外主務大臣の許可を受けて起したる税目)

水利地益稅Ⅰ地租稅、段別稅  
共同施設稅

二、府縣稅及び市町村稅中國稅附加稅たる地租附加稅、家屋稅附加稅及び營業稅附加稅の賦課率は負擔の均衡上原則として之を同一と爲さしめ且つ團體財政の彈力性を考慮し賦課率の伸縮を容許ならしめたこと、なほ鑛區稅附加稅は之を統一し制限率を各本稅の百分の十としたこと

三、府縣稅獨立稅たる段別稅は減租年期地及び免租年期地に對してのみ課稅し得ることとし、又船舶稅は總噸數二十噸以上の船舶に對して、漁業權稅は漁業權(入漁權を除く)、又はその取得に對して課稅することとし、その他は本體從來の雜種稅の例に依ることとしたこと

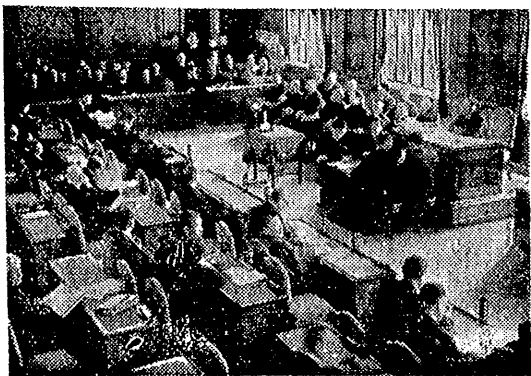
四、市町村稅中獨立稅たる市町村民稅は負擔分任の精神を稅制上に存置する趣旨を以て設けたもので納稅義務者は從來の戶數割の夫れに比し、これを擴充して、市町村内に事務所又は營業所を有する法人等をもこれに加へ、又負擔の過重を來さざるやう嚴重に制限することとした又舟稅は總噸數二十噸未満の舟に對して課稅することとし、その他は本體從來の例に依り課稅すること

五、目的稅制度に於ては都市計畫稅につき府縣分の約半額を市

町村に委譲し且つ稅種間の制限率を均等化したこと、又水利地益稅、共同施設稅等整備したこと

(昭和十五年度令地方稅より適用) 但し家屋稅附加稅及び營業稅附加稅は昭和十七年度令より適用)

★地方分與稅法 (修)



衆議院議事會

この法律は今回の地方稅制改正の目標を達成する手段として主として地方財政の調整のため立案されたもので、一旦國稅の形式を以て課稅した地方稅を一定

間接課稅形態に屬する地方稅制度である。

★地方分與稅分與金特別會計法(大藏省提出)

地方團體に分與する分與金を特別會計としたもの

★府縣制中改正法律

地方稅制の改正に伴ひ、府縣稅の賦課徵收に關する基本規定を設ける外、府縣稅に關する諸規定を削除し、併せて受益者分擔金の制度を整備し、府縣に於ける都市經濟分別の特例を廢止する等の改正を行つた。

★市制中改正法律

★町村制中改正法律

以上の二は地方稅制の改正に伴ひ、市町村稅の賦課徵收に關する基本規定を設ける外、市町村稅に關する諸規定を削除し、併せて稅外收入を市町村の第一次收入とする建前を改め、受益者分擔金の制度を整備する等の改正を行つた。

★北海道地方費法中改正法律

★北海道會法中改正法律

以上の二は地方稅制の改正に伴ひ、北海道地方稅の賦

課徴収に關する基本規定を設ける外、北海道地方税に關する諸規定を削除し、その他府縣制の改正に伴ひ必要な規定の整備を行つた。

★昭和十五年一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

政府は昭和十五年一般會計歳出及び同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充てるため、他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年及び十六年度に於て十七億千二百十萬圓を限り公債を發行し又は借入金爲すことが出来ることとした。尚ほ前記公債の發行價格差減額を補填するため必要ある場合は前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ることとした。

★昭和十五年一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

政府は他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年一

般會計歳出の財源に充てる爲め、同年度に於て更に二億七千七百七十萬圓を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出来ることとした。

★昭和十二年法律第八十四號中改正法律

(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

支那事變に關する臨時軍事費支辨のため、昭和十二年法律第八十四號による從來の公債の發行限度「百四億三十萬圓」を更に「三十六億七千三百九十萬圓」増額し「百四十億七千四百二十萬圓」とした。

★支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律

一、支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する爲め政府は昭和十五年分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行することが出来る。

二、本公債はその性質に顧み受買者をして永く保有せしむる爲めこれを登録公債とし、その公債は我が國現下の財政經濟事情に鑑み、これを政府に於て買上げる場合の外、譲渡し又は擔保に供することは出来ない。

★職員健康保險特別會計法

政府の經營する職員健康保險事業に關する歳入歳出は之を一般會計と區分して經理する各特別の會計を設け得ることとした。

★作業會計法中改正法律

海軍燃料廠に於ける事業量の増大に伴ひ、作業の圓滑なる遂行を圖るため現在の据置運轉資本の決定額「二百萬圓」を「六百萬圓」に増加して漸次一般會計より繰入ることとした。

★造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律

造幣局東京出張所の廳舎工場等の新營擴張に要する經費に充てるため、造幣局資金の内三百萬圓を限度として昭和十五年及び十六年度に互り一般會計に繰入ることを得ることとした。

★昭和十三年法律第五十三號中改正法律

(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)

印刷局の事業量の増大に伴ふ据置運轉資本の不足を補

ふ必要上、借入金法定額を「四百萬圓」から「七百萬圓」に増加した。

★政府出資特別會計法

政府の出資に關する會計はこれを特別とし、その經理を明確ならしむるため制定したものである。

★金資金特別會計法中改正法律

現下の時局に顧み産金の増加及び金の集中を促進せんがため、金資金特別會計法第三條第一項の「本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産金ノ増加ヲ圖ル爲メ必要ナル費途ニ使用スルコトヲ得」の規定中、「五千萬圓」を「二億圓」に改め、「産金ノ増加」の下に「及金ノ集中」を追加した。

★臨時資金調整法中改正法律

通貨の膨脹を抑制し、國民大衆の購買力吸收を圖る趣旨から新たに割増金附屬國債券を發行すると共に、貯蓄債券の割増金の最高限度を現在の百五十倍より三百倍に引上げたものである。



課徴収に關する基本規定を設ける外、北海道地方税に關する諸規定を削除し、その他府縣制の改正に伴ひ必要な規定の整備を行つた。

★昭和十五年一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

政府は昭和十五年一般會計歳出及び同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充てるため、他の法律に依り得るし得る金額の外、昭和十五年及び十六年度に於て十七億二千二百萬圓を限り公債を發行し又は借入金を得ることと出來ることとした。尙ほ前記公債の發行價格差減額を補填するため必要がある場合は前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ることとした。

★昭和十五年一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

政府は他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年一

般會計歳出の財源に充てる爲め、同年度に於て更に「二億七千七百七十萬圓」を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出來ることとした。

★昭和十二年法律第八十四號中改正法律

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件  
支那事變に關する臨時軍事費支辨のため、昭和十二年法律第八十四號による從來の公債の發行限度「百四億三十萬圓」を更に「二十六億七千三百九十萬圓」増額し「百四十億七千四百二十萬圓」とした。

★支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律

支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する爲め政府は昭和十五年分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行することが出來る。  
一、本公債はその性質に顧み受償者をして永く保有せしむる爲めこれを登録公債とし、その公債は我が國現下の財政經濟事情に鑑み、これを政府に於て買上げる場合の外、譲渡し又は擔保に供することは出來ない。

★職員健康保險特別會計法

政府の經營する職員健康保險事業に關する歳入歳出は之を一般會計と區分して經理する各特別の會計を設け置ることとした。

★作業會計法中改正法律

海軍燃料廠に於ける事業量の増大に伴ひ、作業の圓滑なる遂行を圖るため現在の据置運轉資本の決定額「二百萬圓」を「六百萬圓」に増加して漸次一般會計より繰入ることとした。

★造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新築擴張ニ要スル經費ニ關スル法律

造幣局東京出張所の廳舎工場等の新築擴張に要する經費に充てるため、造幣局資金の内三百萬圓を限度として昭和十五年及び十六年度に亘り一般會計に繰入ることとを得ることとした。

★昭和十三年法律第五十三號中改正法律

(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)  
印刷局の事業量の増大に伴ふ据置運轉資本の不足を補

ふ必要上、借入金法定額を「四百萬圓」から「七百萬圓」に増加した。

★政府出資特別會計法

政府の出資に關する會計はこれを特別とし、その經理を明確ならしむるため制定したものである。

★金資金特別會計法中改正法律

現下の時局に對し金資金の増加及び金の集中を促進せんがため、金資金特別會計法第三條第一項の「本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産金ノ増加ヲ圖ル爲メ必要ナル用途ニ使用スルコトヲ得」の規定中、「五千萬圓」を「二億圓」に改め、「産金ノ増加」の下に「及金ノ集中」を追加した。

★臨時資金調整法中改正法律

通貨の膨脹を抑制し、國民大衆の購買力吸收を圖る趣旨から新たに割増金附置國債を發行すると共に、貯蓄債券の割増金の最高限度を現在の百五十倍より三百倍に上げたものである。





★外國爲替管理法中改正法律

近時海外に於て本邦銀行券の相場が下落した結果、輸出代金決済又は貿易外受取勘定の本邦向送金等のため海外から安價な本邦銀行券を送付又は携帶する者が増加し、爲めに本邦外貨資金の獲得保全上憂慮すべき事態を生じたので、昨年七月一日から外國爲替管理法に基づく大藏省令に依り本邦銀行券の輸入を許可事項としたのであるが、その法的根據に付き疑義を挟む向があつた爲め、今回明文を設けることとしたのである。

次に將來外國通貨の輸入を取締る必要を生ずる場合を考慮し、豫じめこれに關する規定を設けた。外國通貨の輸出は從來とも取締り得たのであるが今回明文を以て規定しただけである。

★陸軍航空工廠資金特別會計法

陸軍航空兵器製造修理の工廠に於てその經營に必要な材料物品を準備保有的ため、その資本として陸軍航空工廠資金(五百萬圓)を置き、その歳入歳出を特別會計とした。

★昭和十三年法律第二十三號中改正法律

(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳の各特別會計に於ける今回の租稅の増徴又は新稅の創設に因る租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入れることとした。

★陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律

支那事變に際し、陸海軍用の兵器、造船、造兵若しくは製鉄の材料物品の製造又は修理を營む軍需品工場、事業場で材料物品の一部が不足し、陸軍造兵廠、千住製鐵所、陸軍航空工廠資金又は海軍工廠資金の各特別會計に屬する材料物品を供給しなければ製造又は修理を完成し得ない場合に於て、特に必要あるときは勅令の定むる所に依り、當該特別會計の經營に妨なき限り、當該事業主に對し該特別會計に屬する材料物品を賣拂ふことが出来ることとした。

★宇品港域軍事取締法中改正法律

宇品港域を擴張すると共に新たに伊萬里灣附近を陸軍輸送港域に指定し、この區域内の制限事項を増加して輸送の實施と秘密の保持に遺憾なきを期した。

★要塞地帯法中改正法律

明治三十二年制定の本法を戰鬪法則、兵器性能の變化に即應して改正したもの。

★軍用電氣通信法中改正法律

軍用通信所の周圍二千メートル以内に特別地域を設定

し、その地域内に於て通信を妨害する電氣的工工作物の構築に於て必要な制限を加へることとした。

★裁判所構成法中改正法律

裁判所書記その他裁判所附屬吏員を直接指揮監督する者は、地方裁判所及び同檢事局以下では判任官たる監督書記であるが、司法事務の改善刷新と判任官の優遇とを圖るため、差當り地方裁判所と同檢事局に書記長又は監督書記を置く制度を創設した。

★委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律

(一) 軍人、軍屬のやうに戰鬪その他の公務に従事し、婚姻、認知、養子縁組等いろ／＼の戸籍の届出をしようと思つても、自分ですることが困難で、その届出を他人に委託した場合、その届出が受理せられる前に、委託をした人が戦死するやうなことがあつても、裁判所の確認を受けさえすれば、有効に届出をすることが出来ることに

★外國爲替管理法中改正法律

近時海外に於て本邦銀行券の相場が下落した結果、輸出代金決済又は貿易外受取勘定の本邦向送金等のため海外から安價な本邦銀行券を送付又は攜帶する者が増加し、爲めに本邦外貨資金の獲得保全上憂慮すべき事態を生じたので、昨年七月一日から外國爲替管理法に基づく大蔵省令に依り本邦銀行券の輸入を許可事項としたのであるが、その法的根拠に付き疑義を挟む向があつた爲め、今回明文を設けることとしたのである。

次に將來外國通貨の輸入を取締る必要を生ずる場合を考慮し、豫じめこれに關する規定を設けた。外國通貨の輸出は従来とも取締り得たのであるが今回明文を以て規定しただけである。

★陸軍航空工廠資金特別會計法

陸軍航空兵器製造修理の工廠に於てその經營に必要な材料物品を準備保有するため、その資本として陸軍航空工廠資金(五百萬圓)を置き、その歳入歳出を特別會計とした。

(三月二十七日公布、昭和十五年四月一日施行)

★昭和十三年法律第二十三號中改正法律

(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ノ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳の各特別會計に於ける今回の租稅の増徴又は新稅の創設に因る租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入れることとした。

★陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時條例ニ關スル法律

支那事變に際し、陸海軍用の兵器、造船、造兵若しくは製鐵の材料物品の製造又は修理を爲す軍需工場、事業場で材料物品の一部が不足し、陸軍造兵廠、千住製鐵所、陸軍航空工廠、資金又は海軍工廠資金の各特別會計に屬する材料物品を供給しなれば製造又は修理を完成し得ない場合に於て、特に必要あるときは勅令の定むる所に依り、當該特別會計の經營に妨なき限り、當該事業主に對し該特別會計に屬する材料物品を賣拂ふことが出来ることとした。

(四月一日公布)

★宇品港域軍事取締法中改正法律

宇品港域を擴張すると共に新たに伊萬里灣附近を陸軍輸送港域に指定し、この區域内の制限事項を増加して輸送の實施と秘密の保持に遺憾なきを期した。

(四月四日公布)

★要塞地帯法中改正法律

明治三十三年制定の本法を戰國法則、兵器性能の變化に即應して改正したもの。

- (一) 要塞地帯第一區、第二區、第三區をそれぞれ擴張し、從來の要塞外一定地帯區域に於ける行爲の制限を解除し、(二) 要塞地帯内第一區、第二區内に於てなす行爲の許可を要すべきものを増加し、(三) 要塞地帯内の兵備狀況その他地形等を視察するものと認められる者の立入禁止又は制限の規定を設け、(四) 罰則を重くした。

(四月四日公布)

★軍用電氣通信法中改正法律

軍用通信所の周圍三千メートル以内を特別地域を設定

し、その地域内に於て通信を妨害する電氣的工作物の構築について必要な制限を加へることとした。

(三月二十一日公布)

★裁判所構成法中改正法律

裁判所書記その他裁判所附屬吏員を直接指揮監督する者は、地方裁判所及び同檢事局以下では判任官たる監督書記であるが、司法事務の改善刷新と判任官の優遇とを圖るため、差當り地方裁判所と同檢事局に書記長又は監督書記を置く制度を創設した。

(三月二十七日公布)

★委託又は郵便に依る戸籍届出ニ關スル法律

(一) 軍人、軍属のやうに戰國その他の公務に従事し、婚姻、認知、養子縁組等いろ／＼の戸籍の届出をしようと思つても、自分ですることが困難で、その届出を他人に委託した場合、その届出が受理せられる前に、委託をした人が戦死するやうなことがあつても、裁判所の確認を受けるとすれば、有效に届出をすることが出来ることに

し、且つ届出の効力は委託者の死亡の時に遡つて生ずることとした。

(二) 戦時又は事變の際に限らず、又軍人軍屬等に限らず、一般に届出人の郷送した戸籍の届書が届出人の死亡後に、戸籍役場に到達することが往々あるが、この場合の届出の効力も亦前の場合と同様に、届出人の死亡の時に遡つて生ずることとした。(三月二十三日公布、四月一日施行)

### ★市町村義務教育費國庫負擔法改正法律

本改正の内容を要約すれば、凡そ左の通りである。

(一) 市町村立小學校教員俸給は従來市町村費を以て負擔してゐたが、昭和十五年度から之を道府縣の負擔に移すこととなつたため本法の題名を單に「義務教育費國庫負擔法」とし、且つ本法に依る國庫負擔金は之を道府縣に交付することに改めたこと。

(二) 本法に依る國庫負擔金は、従來毎年八千五百萬圓を下らざる一定額を支出してゐたが、これを改めて通常小學校教員俸給の定率二分の一を支出することに改めたこと。(三月二十九日公布、四月一日施行)

### ★現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律

従來市町村の負擔となつてゐた市町村立小學校教員の俸給が昭和十五年度から道府縣の負擔に移されるので、本法に依る國庫負擔金の交付先を道府縣とすること及びこれに伴ふ字句の整理をなすことをその骨子としたものである。(三月二十九日公布、四月一日施行)

### ★昭和十二年法律第九十號中改正法律

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

最近の米穀事情に對照し、配給の圓滑を圖るため

(一) 現行法では政府が米穀の買入をなし得るのは米價が米穀統制法による標準最高價格の一定割合以下なる場合に限り得るのを、この制限を撤廃して時價に準據して定める價格で買入をなし得ることとし、(二) 米穀の配給上特に必要ある場合には米穀以外の穀物、穀粉の買入や賣渡もなし得ることとした。(三月二十三日公布、即日施行)

### ★日本肥料株式會社法 (修)

肥料の供給を確保するため、日本肥料株式會社を設立し、政府の指導監督下に肥料の供給確保、配給統制を行ふ強力な機關たらしめんとするもの。

日本肥料株式會社は資本金五千萬圓、政府半額出資、差當り硫安、石灰窒素、過酸燐石灰、カリ鹽等無機質肥料の一手買取販賣を行ひ、必要な輸移出入も併せ行ふ。進んではこれ等肥料の製造、販賣、肥料工場の經營の管理、肥料製造事業に對する投資を行ふ。本會社には資金調達、利益配當等について特別の保護特典を與へる反面、政府の充分な監督下に置くこととなつてゐる。(四月八日公布)

### ★農産物検査法

米穀等主要食料農産物に關する最近の諸般の狀況に鑑み、現在道府縣に於て區々に實施してゐる農産物検査を統合して國營となし、以て農産物検査の統一及び適確を期し配給の圓滑に資せんとするものである。その要點は左の通り。

一、米穀、麥類及び菜種は國營の農産物検査所の検査を受け、たものでなければ賣買等に因る受渡を爲し又は主務大臣の指定する地域(大都市その他農産物の生産數量の僅少なる検査

施行除外地)に搬入することが出来ない。

二、道府縣の希望があれば、國の農産物検査所に於てそれ等の米、麥、菜種以外の農産物の検査をも行ひ得るやうな途を開いた。(四月五日公布)

### ★日本輸出農産物株式會社法 (修)

輸出農産物(除却、薄荷、輸出向豆類、菜種及び菜種油等の集荷が困難なのは國內取引事情に統一を缺いてゐることが、原因を爲してゐるものと認められるので、殊國策會社として「日本輸出農産物株式會社」を設立し、本會社をして、これ等農産物の集荷及び配給の統制上必要な事業を行はせ、以てこれ等農産物の出廻り數量を確保すると共に、これを輸出業者その他必要な方面に圓滑に配給せしめることとしたもの。(四月八日公布)

### ★農會法中改正法律

農會は多年我が國の農業の改良發達に努め來り、殊に時局下に於て生産の確保その他農業上各般の施設を行ひつゝあるのであるが、時局の推移に對照し、農業の指導獎勵と共に適切な統制を行ひ得るやうにした。又重要農産物の生産の確保その他農業上の施設は、部

落に於ける農業に關する團體の活動に俟つところが極めて多いのであるから、これ等の團體が農會に加入し得る途を開き農會との連絡を周密にした。  
(四月五日公布)

#### ★木炭需給調節特別會計法(大藏省提出)

木炭の需給の調節のため政府の行ふ木炭の買入、賣渡又は貯蔵に關する一切の歳入歳出を一般會計と區分し、特別會計を設置した。本會計に据置運轉資本を置き、その金額は百萬圓とし一般會計より繰入れるものであり、本會計の經費支辨のため必要あるときは、政府は本會計の負擔に於て七百萬圓を超えざる範圍に於て借入を爲すことが出来る。  
(三月三十日公布、昭和十五年度より施行)

#### ★裝蹄師法

有能馬の維持増進上、蹄の保護について萬全を期する必要が極めて大となつて來たが、専ら削蹄及び裝蹄を業とする者についての明治二十三年の制定に係る法律、鐵工免許規則は主として免許手續を規定せるに過ぎず、相互の連絡統制を缺くために技能向上を圖ることが甚だ困難で、現時の情勢に即應せざるに至つたので、この際蹄

鐵工免許規則を廢止し新たに裝蹄師法を制定したのである。  
(四月二日公布)

#### ★家畜傳染病豫防法中改正法律

(一) ダニ類、雛白痢、家畜ペストを法定傳染病中に加へ、  
(二) 又、地方長官が傳染病豫防上、殺命令を爲し得る家畜の中に家畜コレラ、家禽ペスト及び雛白痢に罹つた家畜を加へ、  
(三) 現下資源活用の必要上、豚コレラ、豚疫、豚丹毒に罹り又は罹つた疑ひある家畜の屍體については化製に依る利用を許し、又、これ等の屍體の皮及び牛の傳染性洗滌、ダニ類、馬、綿羊、山羊の疥癬に罹り又は罹りたる疑ある家畜の屍體の皮については消毒に依る利用を許すこととした。  
(四月四日公布)

#### ★牧野法中改正法律

國內軍馬資源の培養上並びに生産力擴充の爲めの畜力維持上資質優良なる馬を増産する必要に際し、牧野を擴大し整備することが必要なので、茲に牧野法を改正し現下牧野に課せられた使命に對應することになつたのである。次に改正の要點を述べよう。  
一、市町村や畜産組合や牧野組合等が馬の爲めの牧野を設けよ

うとするときは先づその土地の所有者と協議を爲し、その協議が調はなかつた場合には強制して該土地を買取り又は借受け得ることとした。

二、牧野のうちの重要なものを牧野特定地に指定して維持改良上必要な命令を發するとか牧野組合の強制設立をせよとか、徹底的な指導監督をして、大いにその改良を促進する。放牧しない者に對しては放牧命令を出せることにした。更に牧野特定地に於ては許可を得なければ之を牧野の用途を妨げるやうな行為をすることが出来ないものとした。  
三、國營牧野を設ける。  
(四月四日公布)

#### ★獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律

現下の時局に於て、獸醫師の著るしく不足せる實情に鑑み、臨時的措置として、新たに獸醫手なる制度を設け、一定の場合に於て家畜の疾病の診察を爲すことを得しめ、以て獸醫技術者の不足の緩和を圖ることを目的とするものである。  
(四月四日公布)

#### ★鑛業法中改正法律(修)

明治三十八年に制定された鑛業法を、今日の情勢に適應するやう改正したもの。その要點は左の通りである。  
一、試掘權の期間を四年に延長すると共に三十三條の二を削除して睡眠鑛區の發生を防止することとした。また探掘の價値ありと認められた場合には試掘權者に探掘の出願を命じ得ることとした。  
二、明礬石、螢石、石棉を鑛業法上の鑛物に追加した。また炭火水素を主成分とする天然ガスは全部石油と見なすこととした。  
三、鑛業出願地が他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合、他人の鑛業に妨害なしと認めらるゝ限りこれを許可することとした。  
(四月八日公布)

#### ★砂鑛法中改正法律

これも明治四十二年に制定されたものを現時に即するやう改正を加へたものである。  
一、砂鑛權の設定を簡易化し、砂鑛權の出願に土地所有者の承諾を必要としないことにし、土地所有者や關係人には鑛山監督局長から出願があつた旨を通知することとした。  
二、砂鑛業助長のため、必要な工作物の施設のために他人の土地を使用し得ることとした。一方大規模な砂鑛業に對

しては、施業案、危害預防、賠償義務、労働者保護等について、補償法の條文を準用することとし、罰則も強化した。  
(四月八日公告)

#### ★商工組合中央金庫法中改正法律

(大藏省共覽)

經濟統制の強化に伴つて、中小商工業者の組織化並びに轉業を促進するため、これら商工關係組合に對する金融を圓滑ならしめることが特に必要となつて來たので、商工組合中央金庫の機能を二層擴充したもの。その改正の要點は左の通りである。

- 一、特別割賦貸付の總額に關する制限を緩和し、長期に互る特別割賦貸付であつても、政府資金の融通を爲す場合には制限規定を適用せざることとし、その圓滑な融通を圖ることとした。
- 二、商工債券を割引の方法を以て發行し得ることとした。
- 三、金庫の業務を擴充し、新たに金庫がその業務として所屬組合又は所屬聯合會に代つて、組合員からの出資拂込金の受入又は組合員に對する配當金の支拂を取扱得ることとした。
- 四、月賦償還貸付は弱小組合の立場を考慮して期限五年を超

るものについても之を認めることとした。(四月二日公告)

#### ★損害保險國營再保險法(大藏省提出)

戰爭その他の變亂に際しては、危險の急激なる上昇とその豫測が困難な爲め損害保險料は暴騰し、終には保險の引受不能に陥ることも少なくないが、かかる場合に政府が保險會社の引受けた損害保險を再保險することによつて、實質的に國家の責任に於て保險料の昂騰を抑制し、保險の引受に支障なからしめようとするのが本法の第一の目的である。また我が國の保險會社は、國內に於て引受けた損害保險の中相當の部分(約三割)を、外國の保險業者に再保險に附けることに依つて危險の分散を圖つてゐるが、國際關係或ひは相手國の國內事情等から此の外國再保險取引が困難となり、或ひは軍事上の秘密保護等の見地から、外國再保險取引を制限することになると國內の保險會社の危險負擔が加重される結果、保險の引受に困難を生ずる様な虞もあるから、かかる場合にも政府が外國保險業者に代つて再保險を引受けることによつて、保險の引受に支障なからしめようとするのが本法の第二の目的である。  
(三月三十日公告)

#### ★損害保險國營再保險特別會計法

(大藏省提出)

損害保險國營再保險法に依り經營する損害保險國營再保險事業に關する歳入歳出を一般會計と區分し、特別の會計を設置した。  
(三月三十日公告、昭和十五年より施行)

#### ★有機合成事業法

重要資源不足の問題を解決する合成ゴム、合成トルオール、合成纖維等の企業化を促進し、醋酸、アセトン、メタノール、ブタノール等の製造事業の擴充を圖るなど、有機合成事業の確立を圖るため主要な有機合成事業を許可事業となし、これに對し適切有效な指導助成を行はうとするものである。  
(四月四日公告)

#### ★商業組合法中改正法律

現行の商業組合法を利用する域に達せぬ極めて微弱な商業者に商業小組合を組織させると共に、一方商業組合の物資、物價の統制上占むる重要性に鑑み、その監督取締に遺憾なきを期さうとするものである。  
商業小組合制度の概要は、(一)原則として大體その營業に投下せられてゐる固定資本、流動資本の總額が三千圓に達せざる小

商業者を以て組織せしむること、(二)その事業としては營業の統制の如き事業は爲さしめず、専ら仕入、保管、運搬、販賣等の共同事業により弱小商業者の共同經營を圖らしむること、(三)組合地區を定めず氣の合つた者が任意に寄り集つた組織とする、(四)法人格を與へること、(五)組合員の數は共同經營に便ならしむるために原則として十名以内とする、(六)商業小組合は商業組合に加入し得るものとする、(七)商業小組合が商業組合に加入したらその組合員は商業組合に加入することを得ざるものとする、(七)行政官廳は商業小組合に對し商業組合を指定して之に加入すべきことを命じ得ること。  
(四月四日公告)

#### ★輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法

現下の國際情勢下に於ては、國內に於ける輸出前金融に可及的便宜を講じ、輸出業者と輸出品製造業者が安んじて海外からの注文の引受を爲すことが出来るやうにすることが必要であり、從來豫算制度の運用に依り輸出資金融通損失補償及び輸出品製造資金融通損失補償制度を實施して來たのであるが、この際この兩制度を法律の根據の下に置いて制度の恒久化を圖り、輸出補償制度

と互ひに呼應させて貿易金融制度を整備し、輸出貿易政策遂行に遺憾なからんことを期した。  
(四月二日公布)

★昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(大藏省提出)

本法は本邦通商貿易に對する外國の壓迫措置等に對照し、貿易調節又は通商擁護のために輸入税の増課又は輸入の禁止、制限等の措置を採り得ることをその主たる内容とし、曾てカナダ及び濠洲と日本との間の通商紛争の際に發動され、右紛争がいづれも本邦に有利に解決されたといふ経験を有するものである。然るに本法の有効期間は本年四月三十日迄となつてゐるので、更にこれを三ヶ年延長して現下の複雑なる國際通商情勢に備へるためこれを改正したものである。  
(四月二日公布)

★輸出毛織物取締法

毛織物は、輸出品中特に將來性に富む商品であるが、大部分中小工業者の生産に係る關係上、やゝもすれば粗製濫造に陥り、延いては粗悪品が輸出され、品質に對する海外よりの苦情が少くない。  
よつて政府が國營に依る精密嚴正なる輸出を檢査實施

★船員保險特別會計法(大藏省提出)

船員保險法(昭十四、四、六、法七十三號)に基づき政府の經營する船員保險事業に屬する歳入歳出は關東局朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計に屬せしむるものを除く外、これを他の會計と區分し特別會計を設置した。  
(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律(大藏省提出)

本法の趣旨は船員保險業の經營に伴ひ一般會計並びに關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て國庫負擔金の分擔を爲し、又船員保險、關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て相互に繰入金を爲さんとするにある。(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★自動車交通事業法中改正法律(修)

自動車による運送事業、わけても貨物自動車運送事業

すると共に、その輸出の取締を行ひ、粗悪品の輸出を防止して、海外市場に於ける聲價を維持し、進んで品質の改善向上、並びに製品の高級化を促し、以て毛織物の輸出振興を圖り、輸出貿易の健全な發展に資せんとするものが、本法制定の趣旨である。  
(四月四日公布)

★石炭配給統制法(修)

現下の時局に鑑みて石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため、日本石炭株式會社を創設し、石炭を一手に買上げさせ、その買上炭を適正價格で配給させようといふのである。法案の骨子は左の通りである。

日本石炭會社は資本金五千萬圓、その半額を政府出資とする。石炭の生産業者、輸移入業者、石炭取扱會社で主務大臣から指定されたもの(指定會社)は、その石炭を日本石炭販賣會社に賣渡さなければならぬ。同會社の事業は石炭の買入、販賣、輸移入、移出、移入、石炭鑛業に對する資金の融通と投資これ等に附帶する事業、その他石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため必要な事業であつて、同社に對しては社債發行の限度、その手續等に付商法上の特例を認める等、種々これを保護する一方、嚴重な主務大臣の監督下に置くやうにしてある。  
(四月八日公布)

の産業上及び國防上の重要性に鑑み、本事業の合理的經營並びに貨物自動車の整備を圖り、以て輸送力を増強せんとするもの。改正の要點を挙げれば概ね次の通りである。

- 一、貨物自動車事業に關しては、現行法の定期定路線と然らざるものに區分する取扱方が實情に適しないものがあるから、法律上は單に貨物自動車運送事業のみとして取扱ふこととする。
- 二、バス、タクシ、トラック等の自動車運送事業の統制及び共同利益の増進を目的とする組合制度を設け、補助金を交付し得ることとした。
- 三、バスのみならずタクシ及びトラックにも自動車交通事業財團を認めて抵當權の目的となし得ることとし、金融の圓滑を圖る。
- 四、貨物自動車運送事業者に對して補助金交付の制度を設け、貨物自動車の整備を圖らしめる。

☆金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律

政府をして金華山軌道株式會社及び朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債





と互ひに呼應させて貿易金融制度を整備し、輸出貿易政策遂行に遺憾なからんことを期した。  
(四月二日公布)

★昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(大藏省提出)

本法は本邦通商貿易に對する外國の壓迫措置等に對し、貿易調節又は通商擁護のために輸入税の増課又は輸入の禁止、制限等の措置を採り得ることをその主たる内容とし、曾てカナダ及び露洲と日本との間の通商紛争の際に發動され、右紛争がいづれも本邦に有利に解決されたとはいふ程を有するものである。然るに本法の有効期間は本年四月三十日迄となつてゐるので、更にこれを三ヶ年延長して現下の複雑なる國際通商情勢に備へるためこれを改正したものである。  
(四月二日公布)

★輸出毛織物取締法

毛織物は、輸出品中特に將來性に富む商品であるが、大部分中小工業者の生産に係る關係上、やゝもすれば粗製濫造に陥り、延いては粗悪品が輸出され、品質に對する海外よりの苦情が少くない。  
よつて政府が國營に依る精密嚴正なる輸出を検査實施

★船員保險特別會計法(大藏省提出)

船員保險法(昭、十四、四、六、法七十三號)に基づき政府の經營する船員保險事業に屬する歳入歳出は關東局朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計に屬せしむるものを除く外、これを他の會計と區分し特別會計を設置した。  
(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律(大藏省提出)

本法の趣旨は船員保險事業の經營に伴ひ一般會計並びに關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て國庫負擔金の分擔を爲し、又船員保險、關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て相互に繰入金を爲さんとするにある。  
(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★自動車交通事業法中改正法律(修)

自動車による運送事業、わけても貨物自動車運送事業

すると共に、その輸出の取締を行ひ、粗悪品の輸出を防止して、海外市場に於ける聲價を維持し、進んで品質の改善向上、並びに製品の高級化を促し、以て毛織物の輸出振興を圖り、輸出貿易の健全な發展に資せんとするものが、本法制定の趣旨である。  
(四月四日公布)

★石炭配給統制法(修)

現下の時局に鑑みて石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため、日本石炭株式會社を創設し、石炭を一手に買上げさせ、その買上炭を適正價格で配給せよといふのである。法案の骨子は左の通りである。

日本石炭會社は資本金五千萬圓、その半額を政府出資とする。石炭の生産業者、輸移入業者、石炭取扱會社で主務大臣から指定されたもの(指定會社)は、その石炭を日本石炭販賣會社に賣渡さなければならぬ。同會社の事業は石炭の買入、販賣、輸出、輸入、移出、移入、石炭鑛業に對する資金の融通と投資これ等に附帶する事業、その他石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため必要な事業であつて、同社に對しては社債發行の限度、その手續等に付商法上の特例を認める等、種々これを保護する一方、嚴重な主務大臣の監督下に置くやうにしてある。  
(四月八日公布)

の産業上及び國防上の重要性に鑑み、本事業の合理的經營並びに貨物自動車の整備を圖り、以て輸送力を増強せんとするもの。改正の要點を挙げれば概ね次の通りである。

- 一、貨物自動車事業に關しては、現行法の定期定路線と然らざるものとに區分する取扱方が實情に適しないものがあるから、法律上は單に貨物自動車運送事業のみとして取扱ふこととする。
- 二、バス、タクシー、トラック等の自動車運送事業の統制及び共同利益の増進を目的とする組合制度を設け、補助金を交付し得ることとした。
- 三、バスのみならずタクシー及びトラックにも自動車交通事業財團を認めて抵當權の目的となし得ることとし、金融の圓滑を圖る。
- 四、貨物自動車運送事業者に對して補助金交付の制度を設け、貨物自動車の整備を圖らしめる。

☆金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律

政府をして金華山軌道株式會社及び朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債

を發行し得ることとした。

四月二日公布、即日施行

★朝鮮事業公債法中改正法律(大藏省提出)

朝鮮總督府特別會計の現狀に鑑み、鐵道建設改良のための經費、港灣修築のための經費、道路修築、國境橋梁架設のための經費及び産金送電設備の計畫變更に伴ふ經費等の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

三月二十七日公布、即日施行

★臺灣事業公債法中改正法律(大藏省提出)

臺灣總督府特別會計の現狀に鑑み、鐵道建設(高雄港臨港線工事及び新高港臨港線工事)に要する經費並びに停車場改良(南部停車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港三驛の改良工事)に要する經費の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

三月二十七日公布、即日施行

★臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律(大藏省提出)

臺灣に於ける官設鐵道事業の増大に伴ひ、臺灣官設鐵道用品資金特別會計に於ける歳入歳出も亦著しく増加

したため、本資金の法定額を二百萬圓に増額したものである。

三月二十七日公布、昭和十五年度より施行

★臺灣私設鐵道補助法中改正法律

臺灣に於ける私設鐵道の助成上、これが經營の實績に鑑み、現行の補助期間二十年を更に五年間延長し、同時に補助方法をも改めたもの。

四月一日公布、即日施行

★樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲

公債發行ニ關スル法律(大藏省提出)

樺太鐵道株式會社所屬の落合驛より東海岸を北上し、知取を経て敷香に至る延長二百四十五軒五分の鐵道を政府が買收するため、これに必要な金額を限度として公債を發行せんとするものである。

四月二日公布

★樺太地方鐵道補助法中改正法律

現下經濟界の趨勢に鑑み、樺太に於ける地方鐵道に對する補助方法を改めたもの。

四月一日公布、即日施行

★國民體力法(修)(文部省共營)

國民體力の向上を圖るため、國家に於て國民の體力を

検査し、之が指導指示等を爲すと共に國民體力の實情に即する對策を樹立實施するのが目的で、その要旨は左の通りである。

- 一、管理の對象(被管理者)は帝國臣民たる未成年者とした。未成年者の心身については充分保護監督を加へる必要があるため、従來民法により親權者に保護義務を課せられてゐたのであるが、本法案に於ては國民體力向上の見地から、或る程度公法上の義務としたのである。
- 二、被管理者は未成年者であるため保護者を定め、これに必要な義務を負はせた。
- 三、被管理者に對しては毎年一回體力検査を施行する。

★國民優生法(修)

本法案の目的は、一方に於て、惡質な遺傳性疾患の素質を有する者の増加するのを防遏すると同時に、他方健全な素質を有する者の増加を圖つて、以て國民全體の素質を向上せしめることである。

惡質な遺傳性疾患の素質を有する者に對しては、優生手術を施して不妊ならしめるのであるが、この優生手術なるものは、世間で往々誤解して居る「去勢」とは全然異り、心身に何等の惡影響のない進歩した方法によるので

ある。優生手術の施される疾患は、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且つ惡質な遺傳性病的性格、強度且つ惡質の遺傳性身體疾患、強度の遺傳性畸形の五種であるが、何れも遺傳病と確實に認定され、且つ子又は孫に遺傳するの虞れが著しいときに限られて居る。この場合でも天才的素質を持つて居るときは除外する。

特殊な場合以外は原則として、本人、配偶者、父母等の任意の申請に基づき地方長官又は厚生大臣の命によつて施行する。

健全なる素質を有する者の増加策としては、「故ナク生殖不能ヲラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ」と規定して、その亂用取締の規定を設けてゐる。

★職業紹介法中改正法律

この改正法律は職業紹介法第七條を削除したものである。同法第七條によると職業紹介所及び聯絡委員に關する費用の一部は地方費で負擔することになつて居るが、支那事變の進展に伴ふ職業紹介所の事務の現況に鑑み、この地方負擔を廢止し全額國庫の負擔となすことが必要であるので、この規定を削除するに至つたのである。尚ほ同法第十四條中の改正は第七條の削除に伴ひ字句の整理をしたものである。

三月三十日公布、四月一日施行

を發行し得ることとした。

(四月二十日公告、即日施行)

★朝鮮事業公債法中改正法律(大藏省提出)

朝鮮總督府特別會計の現狀に鑑み、鐵道建設改良のための經費、港灣修築のための經費、道路修築、圍境橋梁架設のための經費及び産金送電設備の計畫變更に伴ふ經費等の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。(三月二十七日公告、即日施行)

★臺灣事業公債法中改正法律(大藏省提出)

臺灣總督府特別會計の現狀に鑑み、鐵道建設(高雄港臨港線工事及び新高港臨港線工事)に要する經費並びに停車場改良(南部停車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港三驛の改良工事)に要する經費の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。(三月二十七日公告、即日施行)

★臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律(大藏省提出)

臺灣に於ける官設鐵道事業の増大に伴ひ、臺灣官設鐵道用品資金特別會計に於ける歳入歳出も亦著しく増加

したため、本資金の法定額を二百萬圓に増額したものである。(三月二十七日公告、昭和十五年度より施行)

★臺灣私設鐵道補助法中改正法律

臺灣に於ける私設鐵道の助成上、これが經營の實績に鑑み、現行の補助期間二十年を更に五年間延長し、同時に補助方法をも改めたもの。(四月一日公告、即日施行)

★樺太鐵道株式會社所屬鐵道買収ノ爲

公債發行ニ關スル法律(大藏省提出)

樺太鐵道株式會社所屬の落合驛より東海岸を北上し、知取を経て敷香に至る延長二百四十五軒五分の鐵道を政府が買収するため、これに必要な金額を限度として公債を發行せんとするものである。(四月一日公告)

★樺太地方鐵道補助法中改正法律

現下經濟界の趨勢に鑑み、樺太に於ける地方鐵道に對する補助方法を改めたもの。(四月一日公告、即日施行)

★國民體力法 (文部省共管)

國民體力の向上を圖るため、國家に於て國民の體力を

検査し、之が指導指示等を爲すと共に國民體力の實情に即する對策を樹立實施するのが目的で、その要旨は左の通りである。

- 一、管理の對象(被管理者)は、帝國國民たる未成年者とした。未成年者の心身については充分保護監督を加へる必要があるため、従來民法により親權者に監督義務を課せられてゐたのであるが、本法案に於ては國民體力向上の見地から、或る程度公法上の義務としたのである。
- 二、被管理者は未成年者であるため保護者を定め、これに必要な義務を負はせた。
- 三、被管理者に對しては毎年一回體力検査を施行する。

★國民優生法 (修)

本法案の目的は、一方に於て、惡質な遺傳性疾患の素質を有する者の増加するのを防遏すると同時に、他方健全な素質を有する者の増加を圖つて、以て國民全體の素質を向上せしめることである。

惡質な遺傳性疾患の素質を有する者に對しては、優生手術を施して不妊ならしめるのであるが、この優生手術なるものは、世間で往々誤解して居る「去勢」とは全然異り、心身に何等の惡影響のない進歩した方法によるので

ある。優生手術の施される疾患は、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且つ惡質な遺傳性病的性格、強度且つ惡質の遺傳性身體疾患、強度の遺傳性畸形の五種であるが、何れも遺傳病と確實に認定され、且つ子又は孫に遺傳するの虞れが著るしにときに限られて居る。この場合でも天才的素質を持つて居るときは除外する。

特殊な場合以外は原則として、本人、配偶者、父母等の任意の申請に基づき地方長官又は厚生大臣の命によつて施行する。

健全なる素質を有する者の増加策としては、「故ナク生殖不能ヲラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ」と規定して、その亂用取締の規定を設けてゐる。

★職業紹介法中改正法律

この改正法律は職業紹介法第七條を削除したものである。同法第七條によると職業紹介所及び聯絡委員に關する費用の一部は地方費で負擔することになつて居るが、支那事變の進展に伴ふ職業紹介所の事務の現況に鑑み、この地方負擔を廢止し全額國庫の負擔となすことが必要であるので、この規定を削除するに至つたのである。尙ほ同法第十四條中の改正は第七條の削除に伴ひ字句の整理をしたものである。(三月三十日公告、四月一日施行)

# 重要質疑應答篇

農林院本館で行はれた質疑應答中から、三、重要と思はれるものを選び出したもので、國務大臣の答辯内容を記述することに重きを置き、質問の要旨は簡単にした。「真小」は質疑、「小倉」は答、本は要約、本館、「速」は官報外務省速記部（内閣印刷局発行）の略で、詳細は原文について知っていただきたい。

## 八紘一字と東亞新秩序

〔問〕 八紘一字の精神と東亞新秩序の建設に關する政府の見解如何。(二二四貴木、建部遊吾氏) (會連二三號二六三三三)

〔答〕 八紘一字とは神武天皇御創業の大精神であり、廣大無邊の御仁徳を普く天が下に布き込め給ふ所の大御心であると拜察する。東亞新秩序の建設と云ふことは、近衛聲明にもある通り、抗日容共の指導精神を持つてゐる將政權を飽く迄打ち倒し、支那を完全なる獨立に導き、日滿支共に善隣友好の實を擧げ經濟的にも提携し、なほ防共の強化をも圖ることである。固より諸外國の權益を侵すことなきは勿論であり、その正當の權益は之を助長せらるべきものであると考へる。かくして東亞永遠の平和が得られると考へてゐる。次に支那事變の目的は、實



に東亞に於ける新秩序を建設し、帝國以來の國是である八紘一字の大理想を實現するにあり所謂侵略戦争とは根本的に其の類を異にする。この來るべき東亞新秩序の建設こそは、物心幾多の犠牲を償つて餘すなきを償ふものであつて、この聖職の目的に徹するならば、敢て領土を求めず、敢て賠償を要求せぬでも、國民は満足するものと信じてゐる。(二二四貴木、米内内閣總理大臣) (會連二三號二六三三三)

## 支那事變の目的

〔問〕 支那事變の目的について政府は如何なる考へをもつか。(二二六衆本、齋藤隆夫氏) (會連五號四〇四)



〔答〕 今次事變の目的は、容共抗日政權を潰滅し、東洋平和を恢復し、日滿支三國が

善隣友好、共同防共、經濟提携を具現し、以て東亞の新秩序を確立して、帝國以來の國是たる八紘一字の大理想を顯現するにある。従つて弱肉強食の本質にする侵略戦争とは根本的に相違がある。在支百萬の皇軍は固より、全陸軍の將校はこの信念の下に聖業の完成に邁進してゐる。十萬の英靈はこの信念に殉じ從容死地についたのである。しかるに今日事變目的に關し兎角の疑義あるのは眞に遺憾に堪へない。(二三衆本、畑陸軍大臣) (會連六號四六六)

## 道義外交の根據

〔問〕 政府は道義外交を主張し、自主外交といふが、如何なる根據に立つのか。(二一六衆本、河上丈太郎氏) (會連八號八二四)

〔答〕 論理的基礎と言ひ得るか否かは別として、日本の外交は、建國の大義に立脚し、皇道の精神に基づいて之を行ふ、これが要諦である。最近世界の平和が確立しないと

云ふ原因は何處にあるかと云へば、不合理不公正なる現状が強ひて維持せられようとする所にあるのであつて、これを皇道の精神に基づき、國體の本義に立脚して、各國をしてその處を得せしめて行く、さうして世界の平和を招來する、これが必要である。隨つて東亞の新秩序建設、或ひは防共の方針と云ふものは、皆これらから出發してゐると思ふ。(二六衆本、有田外務大臣) (會連八號九一四)

## 新支那の通貨問題

〔問〕 支那に於ける通貨問題に對して日本は如何に援助する考へか。(二二五衆本、大日喜六氏) (會連七號五一四)

〔答〕 日本は聯銀券の價値を維持することにできるだけ助力をせねばならない。それには、日本が正貨を以て援けるか、日本の物資を送つて援けるか、にあるのであつて、聯銀券の價値を維持し、支那の對外輸出買

## 圓「ブロック」貿易問題

〔問〕 日滿支圓「ブロック」の貿易關係について政府は如何なる見解をもつてゐるか。(二二一衆本、小川郷太郎氏) (會連四號三三四)

〔答〕 圓「ブロック」に對して昨年は十二億



〔問〕 政府は木炭の増産について確信があるか。炭價並びに配給機構についてはどう考へてゐるか。(三一五衆本、伊藤君男氏)〔答〕 二七頁四〇頁

〔答〕 政府としては木炭増産については相當な計畫を立ててゐる。國有林の原木等についても考へてゐるから、増産については相當な確信を持つてゐる。

炭價の問題については、將來木炭の生産に當り、木炭生産者が之に依つて損耗することのないやうに、十分考へて行かなければならぬと思ふが、現状では、只今公定されてゐる値を以て行くの外はなからうと考へる。但し各府縣の山元に相當の炭があること云ふことについては、政府としても調査して居り、十四年度の追加豫算には、是等の炭に對して、相當に市場に出て来るやうな途を講じてゐる。

配給は、現在行はれてゐる機構に依つて

行く。政府が相當な數量の炭を所有してをれば、現在の配給機構で、圓滑に消費地に對する供給が出来るものと考へてゐる。なほ切符制度の問題は既に配給が圓滿に行く場合には、敢て切符制度を採ることの必要がないと考へるけれども、なほこの點については、十分考究する積りである。(三一五衆本、島田農林大臣)〔答〕 二七頁六四二頁

#### インフレ防止対策

〔問〕 政府はインフレ防止に關して如何なる対策をもつか。(二六衆本、河上丈太郎氏)〔答〕 二七頁八四四頁

〔答〕 悪性インフレを防止する對策としては、民間に散布せられたる資金の回収をなすこと、消費の節約をなすこと、この二點に最も重點を置かねばならない。散布せられたる資金の回収については、所謂貯蓄奨励その他幾多の方法がある。現在は全般的に強制貯蓄を行ふ考へは持つてゐないが、事

業事業、或ひは方面々々の關係で、一部のには半強制的の貯蓄をも現在行つてゐる。これは更に強化したいと考へてゐる。(二六衆本、櫻内大臣)〔答〕 二七頁八四三頁

#### 労働婦人の健康

〔問〕 労働婦人の健康を如何にして保護するか。(二九衆本、井上良次氏)〔答〕 二七頁三九二頁

〔答〕 わが國の婦人は、従前輕工業纖維工業方面に於て示してゐた優秀性を、十分重工業、機械工業方面に於ても示し得る適性を持つてゐるのである。是は實例の極めて明に證明する所である。又我が國産業の強味であり、わが國婦人の優秀性の現はれであると考へるが、婦人が體力不相應の、又婦人に不適當な無理な仕事を充てがはれ、その爲めに健康を損じ人口増殖の根本に禍をなすことになつては洵に一大事である。今日の婦人の産業界に於ける進出の勢と併せ

て生理衛生、その他科學的方面から研究を始めてゐるし、十分この點につき努力したいと思ふ。(同、吉田厚生大臣)〔答〕 二七頁三九二頁

#### 東亞新秩序と次代國民教育

〔問〕 東亞新秩序の建設と次代國民養成について文教當局は如何に考へてゐるか。(二二七衆本、田澤義輔氏)〔答〕 二七頁四一四頁

〔答〕 東亞新秩序の聖業完成は、なか／＼短日月には出来ない。従つて今後この事業の完成に努力すべき所謂次代國民の養成と云ふことは非常に大事なことであり、この次代の國民たるべき青少年の資質を向上し、性格を陶冶すると云ふ點は、最も大事なことである。今後は總ての學校教育を通じて、資質の向上性格の陶冶と云ふことに、最善の努力を致す積りである。なほこれは單に學校教育のみならず、全國民の教養を高

めなければならぬので、これは國民精神總運動と云ふやうな意味に於ても、最善の努力をしたいと考へてゐる。(二二七衆本、松浦文部大臣)〔答〕 二七頁四一四頁

#### 國民學校制

〔問〕 國民學校制度の實施に伴ふ師範教育向上について、政府は如何に考へてゐるか。(二二四衆本、紀俊秀氏)〔答〕 二七頁三六二頁

〔答〕 國民學校制度の實施に伴つて、師範教育の向上を図ることは、極めて必要なことである。今回は差當り現在の制度に於ける師範教育の改善、又現在ある教員の再教育等の方法によつて、新たに作るべき國民學校の教授に當らせる方法を執つたのであるが、國民學校の効果を眞に擧げる爲めには、本格的に師範學校の向上を必要とすることは勿論である。現に教育審議會でも、同様な意味の答申も得てゐるのであつて

#### 寫眞週報

四月十日號

- ★遠都の夜、歡喜の夜—南京、上海、漢口
- ★議員さんの荒鷲姿
- ★先生の飛行機作りもお國のため
- ★お馬とともに青つ山の子
- ★青天に白日の身へ
- ★サイタサイタ サクラガサイタ
- ★廣物ペー子
- △支那新政府の政權と新東亞建設の理想
- △話題の隅—佛蘭印度支那
- △春の科學—ハイキングと植物學
- △次代國民の野七方其の他



# 豫算解説篇

第七十五回帝國議會に提出された豫算案は

- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
- 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
- 昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
- 昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第三號)
- 臨時軍需豫算追加案(陸第一號)

- 臨時陸軍材料資金豫算追加案(陸材第一號)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件
- 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第一號)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二號)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第三號)

この内ははじめの五件は昭和十四年度の追加豫算であつてこの三月迄の所要額を追加計上したものである。昭和十四年度の豫算は第七十四回帝國議會の協賛を経て本豫算及び追加豫算が成立したのであるが、更に今議會に於て一般會計に就いては三回に亘り、特別會計に就いては二回に亘つて追加豫算の協賛を経た次第である。尚ほこの追加豫算の成立によつて昭和十四年度一般會計歳出豫算の總額は四十八億八千二百六十四萬九千圓となつたのである。

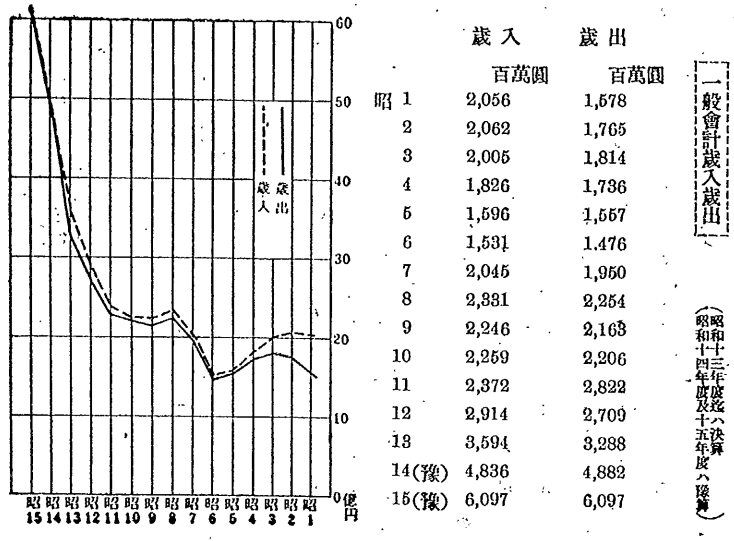
次の六件は昭和十五年豫算に關するものであつて、その内はじめの三件は一般會計、後の三件は特別會計に屬するものである。

昭和十五年度本豫算に就いては週報(第一七二號)に於てその概要を紹介したのであるが、以下追加豫算をも含めて説明することとしよう。

昭和十五年度の一般會計豫算の金額は歳入歳出共	五、八三三、九六二
本 豫 算	五、七六八、四
追加第一號	二一六、六八四
追加第二號	六〇九、七三三
計	六、〇九七、三三三

であるが今この本年度の歳出豫算額を前掲の前年度歳出豫算額と比較すると、十二億一千四百六十八萬一千圓の増加となつてゐる。

わが國の一般會計の歳入歳出が昭和元年度以降如何なる趨勢を示したかは、次の表によつて明らかであるが、これを以て見ても最近數年の歳計の躍進的膨脹が顯著である。



露光量違いにより重複撮影

# 豫算解説篇

- 第七十五回帝國議會に提出された豫算案は
- 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
  - 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
  - 昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
  - 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
  - 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
  - 昭和十五年歳入歳出總豫算追加案(第一號)
  - 昭和十五年歳入歳出總豫算追加案(第二號)
  - 昭和十五年各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
  - 昭和十五年各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
  - 臨時軍事費豫算追加案(臨時第一號)

臨時陸軍材料資金豫算追加案(臨時第一號)  
 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件  
 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追加第一號)  
 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追加第二號)  
 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追加第三號)

この内ははじめの五件は昭和十四年度の追加豫算であつてこの三月迄の所収額を追加計上したものである。昭和十四年度の豫算は既に第七十四回帝國議會の協賛を経て本豫算及び追加豫算が成立したのであるが、更に今議會に於て一般會計に就いては三回に亙り、特別會計に就いては二回に亙つて追加豫算の協賛を経た次第である。尙ほこの追加豫算の成立によつて昭和十四年度一般會計歳出豫算の總額は四十八億八千二百六十四萬九千圓となつたのである。

次の六件は昭和十五年度豫算に關するものであつて、その内はじめの三件は一般會計、後の三件は特別會計に屬するものである。

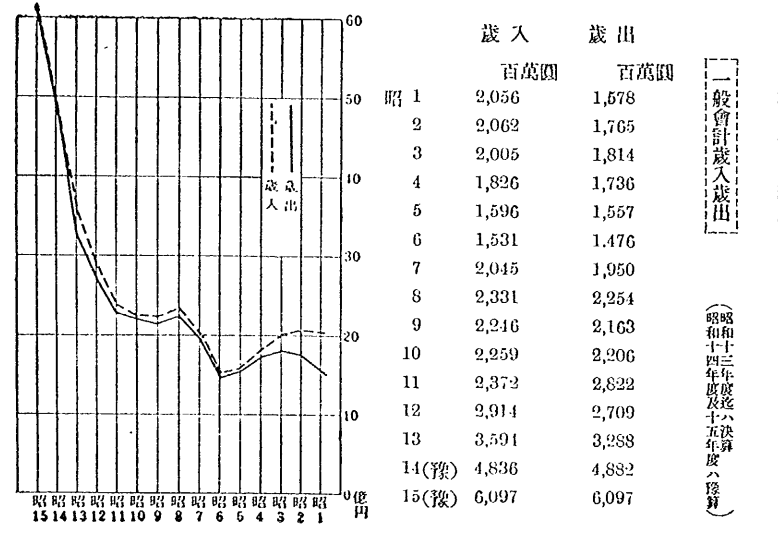
昭和十五年度本豫算に就いては週報第一七二號に於てその概要を紹介したのであるが、以下追加豫算をも合せて説明することとしよう。

昭和十五年度一般會計豫算の金額は歳入歳出共

本 豫 算	五、八二二、九六二
追加第一號	五七、六八四
追加第二號	二一六、六八四
計	六、〇九七、三三〇

であるが今この本年度の歳出豫算額を前報の前年度歳出豫算額と比較すると、十二億一千四百六十八萬一千圓の増加となつてゐる。

わが國の一般會計の歳入歳出が昭和元年度以降如何なる趨勢を示したかは、次の表によつて明らかであるが、これを以て見ても最近數年の歳計の躍進的膨脹が顯著である。



**歳入**に就いては下圖の如くであつて、租税収入は歳入總體の五割一分九厘、公債金は同じく三割一分三厘を占めてゐる。租税収入は前年度豫算に比して

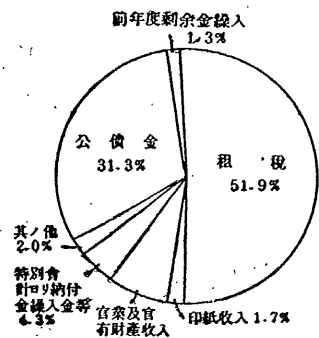
九一六、七九三  
の増加となつてゐるが之は今回實施せんとする税制改正に伴ふ増収額を見積つたのとその他自然増収等を見込んだ結果である。又公債金は前年度豫算額に比して

一七八、八〇九  
の増加となつてゐるのであるが、臨時軍費その他の特別會計の公債發行豫定額はかへつて前年度より

七七三、一六  
の減少となつてゐるから、一般會計特別會計を通じての昭和十五年度に於ける公債發行豫定額は

六〇二、六九四  
は前年度に比して  
一〇一、四九三  
の増加に止つてゐるのである。次は

昭和十五年度歳入内譯

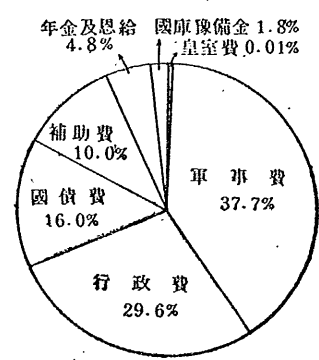


租税収入	三、一六四、三四七
印紙収入	一〇七、〇八八
官業及官有財産収入	四五六、二六三
特別會計ヨリ納付金繰入金等	二六一、二六三
公債金	一、九〇六、五四二
前年度剰余金繰入金	七九、五二一
其ノ他	一三二、三〇四
計	六、〇九七、三三二

**歳出**の内譯であるが、先づ所管別に見ると次表の通りである。

皇室費	四、五〇〇、〇〇〇
外務省	六九、三七六、五三六
内務省	五二一、九二一、七九二
大藏省	一、九〇二、三五七、〇〇二
陸軍省	一、二七五、〇四六、四八〇
海軍省	一、〇二九、〇七五、五一七
司法省	五七、三六五、六八六
文部省	一八八、〇六八、〇八六
農林省	二六六、一六六、三七六
商工省	一六六、〇五一、三六五
逓信省	四〇〇、八四一、六四六
拓務省	六三、九九六、〇二四
厚生省	一五二、六二二、九二四
計	六、〇九七、三三一、四三四

皇室費	四、五〇〇
軍事費	二、三〇二、〇六七
行政費	一、八〇七、二一〇
國債費	九七四、五五七
補助費	六〇三、五四二
年金恩給	二九五、四三三
國庫豫備金	一一、〇〇〇
計	六、〇九七、三三一



即ち六十億圓の豫算といふと如何にも尨大ではあるが、軍事費が歳出全體の三割七分八厘を占め、又當然の負擔である所の

皇室費、國庫費、年金恩給、國庫準備金だけで二割二分七厘を占めるのであるから、残りの行政費及び補助費は全額の三割九分五厘に過ぎないのである。しかもこの内に軍事扶助費、義務教育費、國庫分擔金、地方分與稅分與金特別會計繰入、警察費、連帶支辨金等の如く政府が法律上支出の義務を有するいはゆる義務費が相當大きな部分を占めて居り、又その他の部分も随分切り詰めて必要已むを得ぬものだけを計上してあるのである。次は

- 特別會計**であるが、特別會計の數は臨時軍事費及び臨時陸軍材料資金の二特別會計を除いて昭和十四年度は、四十であつたが今回更に左の七つが新設された。
- 地方分與稅分與金特別會計
  - 政府出資特別會計
  - 陸軍航空工廠資金特別會計
  - 木炭供給調節特別會計
  - 損害保險國營再保險特別會計
  - 職員健康保險特別會計
  - 船員保險特別會計
- 特別會計の内主要なものは、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及び南洋廳の各外地特別會計、帝國鐵道、通信事業

の兩特別會計等であるが、これ等四十七の特別會計の昭和十五年年度歳出豫算額を單純に合計すると

一九、二八八、九四一千圓

となり前年度に於ける四十の特別會計の歳出豫算額の合計額に比して

二、五四四、六七一千圓

の増加となつてゐる。併しながら各特別會計相互間には複雑な入り繰りの關係があるから、單純に各會計の歳出額を合計したこのやうな數字は餘り重く見ることが出来ない。又一般會計の豫算額と右の特別會計の豫算額とを合計することも同様の理由で、あまり意味を爲さないのである。この種の會計相互間の重複關係を差引いた數字を純計といふのであるが、計算に手間が掛るので昭和十五年の純計は未だ本稿に間に合ふに至つてゐない。最後に

**臨時軍事費**に就いて一言しよう。第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費追加額は

四、四六〇、〇〇〇千圓

である。世間によく昭和十五年豫算は百三億豫算であるといふのは、前に掲げた一般會計の本豫算額

五、八三二、九六二千圓

とこの臨時軍事費追加額とを合計すると

一〇、二八二、九六二千圓

となるので、これを百三億といふのである。一般會計の追加豫算をも加へて合計すれば百五億五千七百三十三萬一千圓となるのである。併しこの場合に於ても一般會計から臨時軍事費特別會計に繰入れる豫定の六億圓は重複することになるから之を除くれば右の數字は

九、九五七、三三二千圓

即ち約百億圓となるわけである。

第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費の追加豫算は同會計の第三次の追加豫算である。臨時軍事費の豫算現額はこれと

一六、四五五、〇七七千圓

となるのであつて、この數字が如何に大きなものであるかは左にかゝける過去の歳費と比較して見れば明らかであらう。

日清戰役	二〇〇、四七五 <small>千圓</small>
日露戰役	一、五〇八、四七二 <small>千圓</small>
歐洲戰爭	八八一、六六一 <small>千圓</small>
滿洲事變	一、九三一、二五〇 <small>千圓</small>

以上の外前掲の豫算案には臨時陸軍材料資金豫算追加案及び豫

算外契約三件があるが、前者は臨時軍事費と同じく事變終了迄を一會計年度とする特別會計の追加豫算案であり、又後者に憲法第六十二條に基づいて「豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス」に就いて帝國議會の協賛を經んとするものである。

次に昭和十五年歳出新規増加中主要な事項はどんな内容かを、試みに本豫算について見ると

軍備の充實	九六五、四四八 <small>千圓</small>
軍人援護	八九七、七六六 <small>千圓</small>
生産力の擴充	一一四、一〇三 <small>千圓</small>
經濟統制	二六、二四四 <small>千圓</small>
貿易の振興	一六、四六八 <small>千圓</small>
海運の振興	一一、七五〇 <small>千圓</small>
民間航空の振興	一五、九八〇 <small>千圓</small>
滿洲開拓民	三五、八四八 <small>千圓</small>
計	一、二七五、六二〇 <small>千圓</small>

〔註〕陸海軍兩省所管の新規増加額は假し其の金額を重複の充實に算入し、經費中に九九

皇室費、國債費、年金恩給、國庫準備金だけで二割二分七厘を占めるのであるから、残りの行政費及び補助費は全額の三割九分五厘に過ぎないのである。しかもこの内に軍事扶助費、義務教育費、國庫分損金、地方分與税分與金特別會計繰入、警察費、連帶費が相當大きな部分を占めて居り、又その他の部分も随分切り詰めて必要已むを得ぬものだけを計上してあるのである。次は

**特別會計**

であるが、特別會計の数は臨時軍事費及び臨時陸軍材料資金の二特別會計を除いて昭和十四年度は、四十であったが今回更に左の七つが新設された。

- 地方分與税分與金特別會計
  - 政府出資特別會計
  - 陸軍航空工廠資金特別會計
  - 木炭需給調節特別會計
  - 損害保險國營再保險特別會計
  - 職員健康保險特別會計
  - 船員保險特別會計
- 特別會計の内主要なものは、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及び南洋廳の各外地特別會計、帝國鐵道、通信事業

の兩特別會計等であるが、これ等四十七の特別會計の昭和十五年年度歳出豫算額を単純に合計すると

一九、二八八、九四一千圓

となり前年度に於ける四十の特別會計の歳出豫算額の合計額に比して

二、五四四、六七一千圓

の増加となつてゐる。併しながら各特別會計相互間には複雑な入り組みの關係があるから、單純に各會計の歳出額を合計したこのやうな数字は餘り重く見ることが出来ない。又一般會計の豫算額と右の特別會計の豫算額とを合計することも同様の理由で、あまり意味を爲さないものである。この種の會計相互間の重層關係を差引いた数字を純計といふのであるが、計算に手間が掛るので昭和十五年年度の純計は未だ本稿に間に合ふに至つてゐない。最後に

**臨時軍事費に就いて一言しよう。**

第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費追加額は、四、四六〇、〇〇〇千圓である。世間でよく昭和十五年年度豫算は百三億豫算であるといふのは、前に掲げた一般會計の本豫算額

五、八三二、九六二千圓

とこの臨時軍事費追加額とを合計すると

一〇、二八二、九六二千圓

となるので、これを百三億といふのである。一般會計の追加豫算をも加へて合計すれば百五億五千七百三十三萬一千圓となるのである。併しこの場合に於ても、一般會計から臨時軍事費特別會計に繰入れる豫定の六億圓は重複することになるから之を除外すれば右の数字は

九、九五七、三三二千圓

即ち約百億圓となるわけである。

第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費の追加豫算は同會計の第三次の追加豫算である。臨時軍事費の豫算現額はこれ

一六、四五五、〇七七千圓

となるのであつて、この数字が如何に大きなものであるかは左にかゝける過去の歳費と比較して見れば明らかであらう。

- 日清戰役 二〇〇、四七五千圓
- 日露戰役 一、五〇八、四七二千圓
- 歐洲戰爭 八八一、六六一千圓
- 滿洲事變 一、九三二、二五〇千圓

以上の外前掲の豫算案には臨時陸軍材料資金豫算追加案及び豫

算外契約三件があるが、前者は臨時軍事費と同じく事變終了迄を一會計年度とする特別會計の追加豫算案であり、又後者に憲法第六十二條に基づいて「豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス」に就いて帝國議會の協賛を經んとするものである。



次に昭和十五年年度歳出新増加中主要な事項はどんな内容かを、試みに本豫算について見ると、

- 軍備の充實 九六五、四四八千圓
- 軍人援護 八九七、七六六千圓
- 生産力の擴充 一一四、一〇三千圓
- 經濟統制 二六、二四四千圓
- 貿易の振興 一六、四六八千圓
- 海運の振興 一一、七五〇千圓
- 民間航空の振興 一五、九八〇千圓
- 滿洲開拓民 三五、八四八千圓
- 計 一、二七五、六二〇千圓

〔註〕 陸海軍兩省所管の新増加額は假しその全額を軍備の充實に轉ずる經費中に入れた。

となり、事變下の臨時體制を數字の上にも反映してゐるが看取される。

いま歳出豫算に於て、新規要求に係るもの又は前年度豫算額に比し増加を要するものの中、主なるものを各別に拾つてみよう。(單位千圓) (\*印は追加豫算計上の分)

**外務省**

外務本省機構擴充ニ要スル經費 三六一  
在外公館新設等ニ要スル經費 一、二七一  
在外公館機能充實ニ要スル經費 一、四〇四  
在支領事館警察機構擴充ニ要スル經費 二、六八六  
通商振興費ノ増加 六四七  
通商振興ニ要スル經費 \* 九二〇  
國際文化事業ニ關スル經費 一、四八四  
臨時外交施設ニ關スル經費 七、七一一  
支那事變ニ關スル經費 一、六六二  
在支特派公使事務所維持ニ要スル經費 \* 二五四  
對支使節派遣ニ要スル經費 \* 一五〇  
神祇院設置ニ要スル經費 二二三

**内務省**

國民ノ政權ヲ念フモノトシ、國體ノ本義ニ基テテ、國體ノ作興ヲ圖ルニ新  
タニ精神ヲ發散スルモノ  
地方神社行政ノ刷新ニ要スル經費 六九  
護國神社祭料供進ニ要スル經費 三五  
神宮關係施設整備ニ要スル經費 二〇〇  
地方稅制改正ニ伴ヒ要スル經費 二七八、四七二  
地方稅制ノ一般改正ニ伴ヒ事務取扱及ヒ地方財政ノ整備機構ノ經費計ニ  
地方分稅分與金特別會計ニ對シ一部分與金財源トシテ一般會計ヨリノ繰入金  
等  
町村吏員充實助成ニ要スル經費 五、七〇〇  
町村吏員互助施設助成ニ要スル經費 一、〇〇〇  
部落振興ニ要スル經費 三〇〇

**十五年度の總軍事費は六十七億圓**

陸軍	一般會計本豫算	一、二七四、七八一
陸軍	追加豫算	一、二六五、〇〇〇
陸軍	臨時軍事費	二、九七三、〇〇〇
陸軍	合計	五、五〇二、〇〇〇
海軍	一般會計本豫算	一、〇二八、九四五
海軍	追加豫算	一、三〇〇、〇〇〇
海軍	臨時軍事費	七、三七〇、〇〇〇
海軍	合計	九、六〇〇、〇〇〇
總計	合計	一五、一〇二、〇〇〇

**事變以來の臨時軍事費は百六十億圓**

區分	第二豫備	七十一議會	七十二議會	七十三議會	七十四議會	七十五議會	計
陸軍	一〇、一九八	三〇、三二〇、八	一、四三三、七三三	三、二五七、〇〇〇	三、二四三、〇〇〇	二、九七三、〇〇〇	一、一〇九、〇一八
海軍	〇	一〇、四一〇、〇	三、四九九、五八八	一、〇四三、〇〇〇	八、二二〇、〇〇〇	七、三七〇、〇〇〇	三、〇四六、〇五八
總計	一〇、一九八	五〇、七三〇、八	二、〇三三、六七〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、六六五、〇〇〇	四、四六三、〇〇〇	一、六四五、〇七六

總動員業務並國民精神總動員ニ要スル經費 四三三  
警防機構ノ整備充實ニ要スル經費 三〇  
警察機構ノ整備充實ニ要スル經費 一三〇  
警察費連帶支辨金ノ増加 一、四三七  
北海道及府縣ノ警察費ニ對スル國費割合ヲ改正スル爲ノ増加 五〇〇  
新規河川改修ニ要スル經費 一三三  
庄川(岡山縣)孫名川(大阪府)兵庫縣及ヒ那珂川(熊本縣)ノ改修費  
直轄河川改修費ノ追加 一三三  
阿武隈川(宮城縣)荒川(廣西縣)及ヒ馬淵川(香森縣)改修費ノ追加  
府縣砂防工事助成ニ要スル經費ノ追加 一、〇一四  
災害防除施設補助ニ要スル經費 一、〇〇〇  
關門海峡改良ニ要スル經費 一、〇〇〇

臨時地帯造成ニ要スル經費 五〇〇  
八戸港修築ニ要スル經費 一五〇  
土崎及和歌山港修築ニ要スル經費ノ追加 三七三  
道路改良ニ關スル經費 一、一九六  
府縣道ノ改良及ヒ修費買ニ對スル補助、國道ノ改良及ヒ修費等  
防空施設ノ擴充等ニ要スル經費 五、五五九  
防空研究所ノ機構擴充、防空設備資料整備補助、防空訓練、防空監視隊要員數  
費補助、防空風警及等ノ經費  
新興工業都市都市計畫事業費補助ニ要スル經費 一五〇  
地方計畫ノ確立ニ要スル經費 二九  
北海道拓殖費ノ増加 二六、九一八  
旱害地方救濟應急土木事業ニ要スル經費 \* 一、四〇〇



政府及道府縣職員共濟組合制度創設ニ關スル經費	* 一五四
市町村職員共濟組合補助ニ要スル經費	* 三三二
旱害對策ニ關スル經費	* 八八〇
災害土木費補助ノ増加	* 五、六一
靜岡火災復興助成ニ關スル經費	五一〇
道路改良費ノ増加	* 九四三
<b>大藏省</b>	
稅制改正ニ關スル經費	一四、四〇四
國債整理基金繰入ノ増加	一八、八二二
國債整理基金繰入ノ増加	四六、三〇八
國債整理基金繰入ノ増加	五、二一八
國庫準備金ノ増加	六七、〇〇〇
印刷局工場新營ニ要スル經費	三、〇〇〇
陸軍航空本部建物其他新營ニ要スル經費	三、九四八
海軍經理學校其他移轉新營費ノ追加	二、〇〇〇
昭和十五年國勢調査ニ關スル經費	三、九〇〇
家屋賃賃格調査ニ要スル經費	二、三八〇
金集中等ニ關スル經費	五、四九
支那事變行賞ニ關スル經費	八、八九六
支那事變行賞ニ關スル經費ノ増加	* 七八〇
小額紙幣製造ニ要スル經費	* 五、六七
貯蓄獎勵ノ普及徹底等ニ要スル經費ノ増加	* 七、五一
臨時軍費特別會計ノ繰入	六〇〇、〇〇〇
紀元二千六百年式典ニ關スル經費	三五〇
紀元二千六百年祝典記念章調製ニ要スル經費	* 三八三
興亞院及同連絡部ニ關スル經費	二六、七一四
興亞文化事業ニ關スル經費	一七、〇〇〇
政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費	* 一五五
<b>陸軍省</b>	
兵備改善ニ要スル經費ノ増加	三七五、六五四
航空防空兵力充備ニ要スル經費ノ増加	四〇二、三二六
資材整備ニ要スル經費ノ増加	二〇、〇〇〇
陸軍航空工廠資金特別會計資金繰入ニ要スル經費	五、〇〇〇
<b>海軍省</b>	
艦隊計畫ニ基ク新艦船ノ維持費	四、二四四
艦隊部隊等定員充實ニ要スル經費	一、三〇五

航空隊維持等ニ要スル經費ノ増加	二六、五五〇
航空兵器維持ニ要スル經費ノ増加	九、二二一
水陸艦船費ノ追加	六、六三二
航空隊設備費ノ追加	四、〇七〇
艦船整備費ノ追加	五、一三四
軍需品整備費ノ追加	二、八九〇
<b>司法省</b>	
經濟犯罪防遏施設費	八四九
借地法借家法及借地借家調停法施行區域擴張費	一七四
思想煽動員ノ充實費	七一
保護觀察所ノ整備擴充費	二、三三
少年審判所及矯正院ノ整備擴充費	九、九
保護課ノ整備擴充費	五、七
司法保護事業獎勵費ノ増加	七、五
司法保護委員制度運轉費	五、七
刑務所軍需作業施行等ニ要スル經費ノ増加	八、〇三〇
宗教團體法ノ施行ニ伴フ登記事務處理費	一、七一
恩赦執行費	* 一八〇
國民學校制度實施準備ニ要スル經費	四、五九
青年學校教育善務制實施ニ伴ヒ要スル經費	一、三二〇
小學校教員俸給分擔金ノ増加	七、四六一
小學校教育費補助ノ増加	六、三三
師範學校生徒増募ニ要スル經費	四、五九
師範學校生徒増募ニ要スル經費	二、四四
臨時工業技術員養成施設ニ要スル經費	五、五三八
京都市立大學工學部化學機械學科設置ニ要スル經費	一、一四
東北帝國大學選鑛製鍊研究所設置ニ要スル經費	七、五
北海道帝國大學低溫科學研究所設置ニ要スル經費	四、〇〇
大阪帝國大學工學部通信工學科設置ニ要スル經費	一、四二
東京工業大學學科増設並學生増募ニ要スル經費	二、六六
高等工業學校擴張ニ要スル經費	六、六四
高等農林學校擴張ニ要スル經費	二、八九
電波研究委員會設置ニ要スル經費	一、三〇
日本學術振興會補助	一、三〇〇
氣象觀測施設ノ整備擴充ニ關スル經費	二、五四〇
體操局設置ニ要スル經費	二〇九
青年勤務報仕隊外國派遣ニ要スル經費	八、六五
神宮皇學館大學創設ニ要スル經費	八一

**文部省**

國民精神總動員ニ要スル經費	四七六
宗教團體法實施ニ關スル經費	一四六
東京帝國大學航空研究所擴張ニ要スル經費ノ増加	一七一
九州、北海道帝國大學農學部水産學科設置ニ要スル經費	一〇七
帝國大學及官立醫科大學臨時附屬醫學專門部設置ニ要スル經費	一、四一六
地方商船學校移管ニ要スル經費	* 二一七
臨時隊醫手養成施設ニ關スル經費	* 九七
政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費	* 一一四
教員共濟施設補助ニ要スル經費	* 五五〇
<b>農 林 省</b>	
臨時農村對策施設ニ關スル經費	九、〇五〇
主要食糧產物増産確保施設ニ要スル經費	七、一五〇
早生稻作付獎勵ニ要スル經費	* 三、八三三
重要農産物増産ノ爲ニスル耕地事業助成ニ要スル經費	* 五、六七六
矢吹原開墾國營ニ要スル經費(總費買入額二四七五〇〇圓ノ中)	七、四一八
昭和非路開墾國營ニ要スル經費(總費買入額一三三、〇〇〇圓ノ中)	一〇五
國有林産物増産ニ要スル經費	九五
國有林軍需木材増産ニ要スル經費	七、八八一
國有林木材ノ増産ニ要スル經費	* 一〇八一
民有林開墾造林道筋木材配給施設普及計畫ニ要スル經費	* 一、〇〇七
木炭ノ生産並ニ薪炭林ノ施設改善ニ要スル經費	五、一三七
木炭ノ増産並ニ薪炭林ノ施設改善ニ要スル經費	一、〇五六
木炭生産確保ニ要スル經費	三、三三三
自給肥料改良増産及施設改善ニ要スル經費	* 一、八〇三
臨時飼料資源開發施設ニ要スル經費	* 四六七
重要肥料供給確保施設ニ要スル經費ノ増加	* 三、五八八
肥料消費調整施設ニ要スル經費	* 一、一七四
馬政計畫實施ニ關スル經費ノ増加	* 一九〇一四
農産物検査國營ニ要スル經費	* 二、三一九
中國地方其他旱害應急及復舊施設ニ要スル經費	三、七五一
九州地方其他風水害應急及復舊施設ニ要スル經費	* 五六一〇
西部日本旱害防止施設ニ關スル經費	* 七、八二七
早害地方用水管線改良事業費補助ニ要スル經費(半年度(事務費ノミ))	* 一、三五九
油田調査ノ物理探査施設擴充ニ要スル經費	* 一五〇
本邦ニ於ケル低品位鐵鋼資源開發並ニ使用促進ニ要スル經費	* 三〇

早害地方農用公共施設新設改良事業費補助ニ要スル經費(半年度(事務費ノミ))	* 四九
青果物出荷統制施設ニ要スル經費	* 三三二
生鮮魚介類出荷統制施設ニ要スル經費	* 四五九
政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費	* 八四
<b>商 工 省</b>	
輸出補償金ノ増加	一、六四一
輸出資金前貸損失補償金ノ増加	一、〇〇八
輸出品製造資金前貸損失補償金	一、〇〇八
輸出組合共同販賣施設補助	三六二
輸出増進施設ニ要スル經費	二六三
新規商品ノ輸出振興ニ要スル經費	六〇五
工藝品ノ輸出振興ニ要スル經費	三五〇
産金獎勵ニ要スル經費ノ増加	四、一四八
銅、錫、鉛其ノ他重要礦物ノ増産ニ要スル經費	* 一、三八〇
重要礦物ノ選礦場設置獎勵ニ要スル經費	* 一、五〇七
自給原料ニ依ルアルミニウム製造獎勵ニ要スル經費	一、二〇七
地質鑛床調査促進ニ要スル經費	一、〇一四
油田調査ノ物理探査施設擴充ニ要スル經費	三、四三
本邦ニ於ケル低品位鐵鋼資源開發並ニ使用促進ニ要スル經費	三、五三
特殊鋼ノ生産助成ニ要スル經費	四三六
代用品工業振興ニ要スル經費	三一一
國産タンニン生産助成ニ要スル經費	一、一一〇
有機合成化學工業法ノ施行ニ要スル經費	五〇六
石油試掘助成金ノ増加	一、〇一九
帝國燃料興業株式會社配當補助金	六、三三六
人造石油製造事業獎勵金ノ増加	二、八五五
物資供給調整ニ要スル經費	一、一八九
代用及回收資源ノ利用ニ要スル經費	一、一五〇
轉業對策ニ要スル經費	四七六
應石中小商工業者營業援助ニ要スル經費	八、二八六
物價調整ニ要スル經費	六四一
代用燃料自動車普及促進ニ要スル經費	一、〇五七
中小商工業金融機關整備補助	二、九四一
石炭増産對策ニ關スル經費	二〇〇
鑛寸ノ生産獎勵ニ關スル經費	* 四八、一八一
	* 一、〇三九

選 借 省

生鮮食品配給及價格統制ニ要スル經費 \* 四五

航空ニ關スル經費ノ増加

中央航空研究所維持運用品ニ要スル經費ノ増加 一三、二〇六

中央航空研究所設置費ノ追加 一四三

航空機乘員中央養成所ニ要スル經費ノ増加 一、三九七

航空機乘員臨時養成費ノ追加 四〇〇

各地飛行場設置及整備費ノ追加 一、五〇〇

各地飛行場設置及整備費ノ追加 八一六

東京新京直通線定期航空輸送補助ニ要スル經費 五六〇

東京北京線定期航空輸送施設改善ニ要スル經費 二四〇

南洋島内線定期航空輸送補助ニ要スル經費 一、〇〇〇

航空獎勵金ノ増加 五〇〇

航空保安施設ニ要スル經費 五七〇

航空事業助成補償金ノ追加 一、一三〇

支那航路補助 一四九

金増産ノ爲ニスル送電施設助成ニ要スル經費 五、七〇〇

特殊船舶ノ建造助成ニ要スル經費 \* 二、六七七

一、五七七

拓 務 省

航路補助ノ増加 \* 一、三九〇

樺太西岸航路標識等ニ要スル經費 \* 二八〇

日本發送電株式會社配當補給金 \* 二、三七八

南洋地方拓殖事業指導獎勵ニ關スル經費 一、二二〇

南米地方移民及拓殖事業保護獎勵ニ關スル經費 一、一七五

滿洲開拓民ニ關スル經費ノ増加 三、五七三

東亞ニ於ケル新島開拓ニ伴ヒ、滿洲開拓事業ハ益々ノ重大性ヲ加ヘ、手來  
タノニ據リ、東亞開拓民一萬六千戸、東亞開拓民三千戸、分散開拓民五百  
戸、滿洲ニ於ケル開拓民七百戸、南洋島内線三萬人ヲ送出スルコトヲ、コレニ伴  
ヒ中央及地方ニ於ケル開拓民事務遂行ノタメノ擴張整備ノ應務遂行ノ事務遂行  
等ニ要スルモノ

滿洲建設勤勞奉仕隊ニ要スル經費 五六一

南米地方以テ勤勞奉仕隊ヲ編成シ、滿洲開拓ニ促進シ、同國ニ於ケル建設作業ニ對シ  
勤勞奉仕ヲ爲サシム

支那羊毛資源開發ニ要スル經費 四九四

北支及東支開拓ニ於ケル移民指導費等ノ施設ニ對スル補助等ニ要スルモノ

石炭増産對策ニ關スル經費 八、一四九

朝鮮、臺灣、樺太ニ於ケル石炭増産ニ關スルモノ

厚 生 省

軍事保護院ニ要スル經費 五二七

一般軍人保護ニ要スル經費 六八、九一八

傷病軍人保護ニ要スル經費 一六、三六五

傷病軍人保護ニ要スル經費ノ追加 一、四一〇

戰疫者遺族保護ニ要スル經費 一、〇四七

國民體力管理ニ要スル經費 二、一六五

國民健康ノ増進ニ關シ、國民體力管理制度ヲ實施シ國民ノ體向上ヲ圖ルモノ

乳幼児體力向上指導ニ要スル經費 八六三

結核防疫施設ノ擴充ニ關スル經費

(1) 國立結核研究所ニ要スル經費ノ増加 三八四

(2) 結核防疫補助ノ増加 二〇、一六

(3) 都市小兒結核防疫補助ノ増加 四八〇

(4) 農村結核防疫補助ニ要スル經費 一五一

(5) 結核防疫補助 五〇〇

(6) 防疫所建設ノ爲メ、臨時保健特別會計輸入金ノ増加 二二八

國立療養所ニ要スル經費 一七三

鹿兒島縣大島郡振興ニ要スル經費 八〇

寄生蟲病防疫施設補助ニ要スル經費 二、三三〇

厚生科學研究所設置ニ要スル經費 五〇四

厚生省所管事項ニ關スル學理應用ノ自然科學的研究及ヒ公衆衛生關係技術者ノ  
養成訓練ヲナスモノ

阿片買上賠償費増額及阿片購入ニ要スル經費 八〇八

農村保險施設助成ニ要スル經費 一五〇

現下農村ノ實狀ニ鑑ミ、乳幼児童及母性ノ保護ヲ中心トシ、各般ノ社會事業ヲ綜合  
的ニ經營スル農村保險施設ノ助成ヲナスモノ

勞務動員ニ要スル經費 三、八三二

勞務官署ノ現狀ニ鑑ミ、關係行政機構等ヲ整備シ、勞務者ノ訓練アル供出ヲ圖ル  
ト共ニ、農林工ノ補給及勞務工ノ養成等、各般ノ施設ヲ講ジ、以テ勞務動員計畫遂行ヲ  
期スルモノ

臨時勞働對策ニ關スル經費 五〇八

事變下ニ於ケル、職業平和ヲ圖リ、生産力ノ擴充ヲ期スルタメ、關係機構ヲ整備充  
實スルト共ニ、職業訓練運動員ニ勞務者ノ統括生活刷新ノ指導ヲナスモノ

國家總動員事務ニ要スル經費 二、八八五

時局ニ鑑ミ、技能者ノ養成、資金臨時措置及ヒ國民費用等ヲナスモノ

青少年雇傭規制ニ要スル經費 五〇〇

社會保險制度擴充ニ關スル經費 一、三九二

紀元二千六百年奉祝國民體育大會開催ニ要スル經費 三〇〇

早害地方救濟應急施設ニ要スル經費 \* 一、八三

中國地方ノ他ニ於ケル早害應急施設ニ要スル經費ヲ總括シ、子女保育施設ノ  
整備充實ヲ圖ルモノ

# 議會日誌

十二月廿三日(土)

第七十五回帝國議會召集 貴族院成立。

十二月廿四日(日)

衆議院 成立。

十二月廿六日(火)

開院式 僑居なる勅語を賜ふ。

十二月廿七日(水)

松平、小山貴族院議長、兩院の勅語答文捧呈。なほ陸海軍に對する感謝決議も行ふ。昭和十四年の議事終了。

一月十四日(日)

休會中阿部内閣總辭職。

一月十六日(火)

衆議院 貴族院同様 各國務大臣演説後小川郷太郎氏(民政) 質問第一陣に立つ。

二月二日(金)

衆議院 大河内輝耕子(研究) 事變處理、淺間丸事件等に關しつゝこんだ質問を行ひ、有田外務大臣、吉田海軍大臣から、相當詳細な答辯あり。

衆議院 民政黨の齋藤隆夫氏 事變處理質問演説中聖戰の目的につき批判的意見を述べた部分が問題となり、小山議長後半を速記録から全部削除。

二月三日(土)

衆議院 齋藤氏遂に懲罰委員に付せらる。米内内閣總理大臣、加藤海軍、吉田海軍兩大臣齋藤氏に對し、反駁的復命披露。

二月五日(月)

衆議院 午前の豫算總會で昭和十五年度軍事扶助費増額追加豫算案可決。午後の本會議で、櫻内大藏大臣支那新中央政府成立の曉、中央銀行設立計畫のある旨明言する。

二月六日(火)

衆議院 本會議頭、有田外務大臣淺間丸事件の外交交渉内容發表、またノモンハンノ戰況について秘密會で加藤軍大臣が報告した。衆議院より送付された本年度追加豫算軍事扶助費増額可決。

衆議院 淺間丸事件、ノモンハン事件につきそれれ、貴族院でなしたと同様の報告がある。

二月八日(木)

衆議院 本會議頭大河内輝耕子(研究會)三日行つた演説中、東亞新秩序に關する項の

衆議院 本會議なし、小笠原三九郎氏(中島)の戰時金融政策に對する質問と、加藤軍大臣と牧野良三氏間に行はれた陸軍軍費、陸軍の政治干與に關する質問、豫算總會を緊張させる。

二月十三日(火)

衆議院 本會議頭聖旨奉讀決議案を可決、午後北畠吉氏(氏)の質問に對して加藤軍大臣、軍の政治干與の範圍について前日の答辯を補足説明す。

二月十四日(水)

衆議院 本會議なく豫算總會だけ、有田外務大臣支那に於ける日米間の懸案實に二百數十件に達してゐる旨發表。

二月十五日(木)

衆議院 百三億豫算附帶決議附可決。

二月廿二日(木)

衆議院 福田關次郎氏(民政)が「陸軍軍備充實の目標は何

衆議院 百三億豫算案本會議で可決。

二月廿四日(土)

衆議院 懲罰委員會、齋藤隆夫氏を喚問して演説の趣旨、動機等に關し心境を聴取。

二月廿六日(月)

衆議院 秘密會で竹内企畫院總裁物動計畫を説明。

二月廿七日(火)

衆議院 稅制改革委員會で適正價格によつて低物價政策が覆るものではないと、藤原商工大臣前日の答辯を補足する。

二月廿八日(水)

衆議院 本會議なし、秘密會に於て新中央政府處理事項に關し質疑應答を行ふ。

衆議院 福田關次郎氏(民政)が「陸軍軍備充實の目標は何

衆議院 貴族院同様 各國務大臣演説後小川郷太郎氏(民政) 質問第一陣に立つ。

二月二日(金)

衆議院 大河内輝耕子(研究) 事變處理、淺間丸事件等に關しつゝこんだ質問を行ひ、有田外務大臣、吉田海軍大臣から、相當詳細な答辯あり。

衆議院 民政黨の齋藤隆夫氏 事變處理質問演説中聖戰の目的につき批判的意見を述べた部分が問題となり、小山議長後半を速記録から全部削除。

二月三日(土)

衆議院 齋藤氏遂に懲罰委員に付せらる。米内内閣總理大臣、加藤海軍、吉田海軍兩大臣齋藤氏に對し、反駁的復命披露。

二月五日(月)

衆議院 午前の豫算總會で昭和十五年度軍事扶助費増額追加豫算案可決。午後の本會議で、櫻内大藏大臣支那新中央政府成立の曉、中央銀行設立計畫のある旨明言する。

二月六日(火)

衆議院 本會議頭、有田外務大臣淺間丸事件の外交交渉内容發表、またノモンハンノ戰況について秘密會で加藤軍大臣が報告した。衆議院より送付された本年度追加豫算軍事扶助費増額可決。

衆議院 淺間丸事件、ノモンハン事件につきそれれ、貴族院でなしたと同様の報告がある。

二月八日(木)

衆議院 本會議頭大河内輝耕子(研究會)三日行つた演説中、東亞新秩序に關する項の

衆議院 本會議なし、小笠原三九郎氏(中島)の戰時金融政策に對する質問と、加藤軍大臣と牧野良三氏間に行はれた陸軍軍費、陸軍の政治干與に關する質問、豫算總會を緊張させる。

二月十三日(火)

衆議院 本會議頭聖旨奉讀決議案を可決、午後北畠吉氏(氏)の質問に對して加藤軍大臣、軍の政治干與の範圍について前日の答辯を補足説明す。





# 佛國の政變と對ソ關係

外務省情報部

豫て改選説が傳へられてゐたグラディエ内閣は、遂に三月二十日總辭職を行ひ、ルブラン大統領はグラディエ首相が再組閣を固辭したため、レイノー蔵相に後繼内閣の組織を命じ、翌二十一日レイノー新内閣は異例の迅速さを経て次の通り成立した。

- 首相兼外相 レイノー(共和左派)
- 副首相 ショータン(急進社會黨)
- 國防及陸相 グラディエ(急進社會黨)
- 法相 スロル(社會黨)
- 内相 アンリ・ロア(民主左派)
- 蔵相 ラムル(急進社會黨)
- 情報相 フロツサール(社會共和聯合)
- 海相 カンバンキ(急進社會黨)

- 空相 ローラン・エイナック(民主左派)
- 文相 サロ(急進社會黨)
- 殖民相 マンデル(獨立共和黨)
- 商工相 ロラン(共和聯盟)
- 公共事業及運輸相 ド・モンジ(社會共和聯合)
- 勞働相 ボマレ(社會共和聯合)
- 逓相 ジュリアン(急進共和黨)
- 糧食補給相 クイユ(民主左派)
- 農相 テリエ(共和聯盟)
- 軍需相 ドトリ(技術家)
- 公衆衛生相 エロ(獨立共和黨)
- 年金相 リヂイール(社會黨)
- 封鎖相 モネ(社會黨)

海運相 リオ(民主左派)

なほ新内閣は戦争遂行のため、閣内に首相、副首相、國防相、軍需相、殖民相、蔵相、封鎖相の戦争關係七閣僚を以て軍事委員會を新設した。

グラディエ前内閣は、ブルム第二次人民戦線内閣が、國內勞働不安の増大と上院に於ける財政全權法案決のため瓦解した後をうけ、去る昭和十三年四月十日に、人民戦線から脱退した急進社會黨を主體として組織されたもので、その後、國內の不安と國際情勢の悪化につれ幾度か危機が傳へられ、殊にミュンヘン會議後は政變必至とまで見られてゐたが、よく難局を乗り切つて遂に歐洲戦争の開始に至つた。そして對獨宣戦後共產黨に大弾壓を加へ、直ちに補強的改選を斷行して今日に及んだのである。しかし二月十九日下院に於て行はれた同内閣の戦争遂行政策に對する信任投票の結果、二百三十九票の信任投票に對し不信任投票は一票であつたが、五百の出席議員中の過半が棄權した爲め、

事實上の信任を得るに至らなかつたので總辭職となつたのである。

即ち、その信任投票に於て棄權し消極的不信任を示した議員中には殆んど大部分の黨派が含まれて居り、彼等はフィンランド側の屈服を契機にソ聯こそはフランスの第一の敵であるとの主張を貫徹せんとし、又この機會に政府の組織を一層強力化し對獨戦争遂行に適するやう改變する要あることを警告せんとし、特にグラディエ首相が一人で國防相のみならず外相、情報相の四相を兼任することは、何人もかゝる重任に堪へられるものではないといふ點を強く非難して居り、このやうな反政府的傾向のあつた矢先に、グラディエ首相が社會黨との協力を忌避した事が、遂に多數の信任投票棄權を生むに至つたものと解されてゐる。かくてグラディエ内閣に於ける對獨最強硬派と稱されてゐたレイノー、マンデル兩者の提携を中心としてレイノー新内閣は、前内閣に参加して居なかつた左翼の社會黨及び右翼諸派を加へて舉國一致の形を整へたものであるが、今次政變の原因がソ芬戦争に對するグラディエ首相の消極的



態度について各方面の不滿が爆發したと評されてゐる點からしても、強硬派と見なされるマンデル殖民相の留任は注目される處であり、同相の閣内に於ける地位はますます重大さを加へ、レイノー首相を援けて對獨戰時政策を強化し併せて對ソ積極的態度を採るものと見られるに至つた。

なほ、レイノー新首相は一八七八年生れで、一九二九年以來共和左派の議員として立法部方面に活躍し、一九三〇年クルヂェ内閣成立するや初めてその藏相となり、ついで三二年より三三年までラヴァル内閣の殖民相、三二年クルヂェ内閣の法相、一九三八年グラディエ内閣の法相に返り咲き、ついで同年十一月マルシャンドー藏相の後を襲つて藏相となつたが、彼は一九二六年の金融恐慌以來累年の經濟破綻に支離滅裂となつたフランス財政經濟を完全に建直さんとし、人民戦線内閣の財政政策を徹底的に改變し、茲に國防經濟としてのフランス統制經濟を確立し、以てグラディエ首相をしてよく英國と協力し對獨開戦に際し後顧の憂なからしめたのであつた。

かくて二月二十二日、組閣を完了したレイノー新首相は同日午後の下院に臨み新内閣の施政方針を闡明し、ドイツの強いこと及びソ聯の裏切がドイツを助けてゐることを述べ、戦争は全體的戦争にして眞に喰ふか喰はれるかであり、佛英兩國は全能力全資源を盡してたゞ勝たんが爲めに戦はんと、強硬趣旨を聲明した。續いて左右兩派の論争の後、新内閣に對する信任投票が行はれ、信任二百六十八票に對し不信任百五十六票であつたが、棄権者は百十一名に達し、戦時に於ける棄権は消極的不信任と目されるため、結局一票の差で僅かに信任を得たにすぎず、よつて政府は直ちに閣議を開き投出しの可否を協議したが、時局重大との理由によつて踏み留まることとなつたのである。

これよりさき、ソ芬間の和平成立に伴つて佛ソ兩國間の關係は頗る微妙となり、政變に先立つ十九日にグラディエ内閣當局は、デモクラシー黨の電報を敢へて佛語平文で本國宛に打つた駐佛スリット大使を召還するやうにソ

聯政府へ要請し、ソ聯政府はそれを容れて駐佛大使の召還を決した事件が勃發した。

ソ芬戦争の勃發以來、とみに險惡となつたフランスの對ソ關係は、フィンランドの屈服による和平の成立に接し一層悪化し、スリット大使事件の勃發は更にそれを悪化させたと云はれる。

なほ、従來英佛兩國、とりわけフランスに於ける左翼分子は對獨戦争を強硬に主張してゐるもの、對ソ宣戦には反對して居り、これがために國內戦線と國際戦線との混淆を來たし、グラディエ内閣の遭遇した困難も主としてこれより發したものと見られたのであつた。

そして、今次のスリット大使召還事件に對し、レイノー内閣の有力な支持者と云はれる親ソ派の社會黨のブルム首領は、その機關紙に英佛ソ關係悪化に反對の旨を論じ、レイノー首相自身も、以前は親ソ的傾向を持つと評されてゐた程であり、フランス現政府がソ聯と外交關係を斷絶し、戦争までに進むことは國論不一致のため到底出来ぬものと傳へられてゐる。

ソ聯側はフィンランド問題の解決以來、英佛その他諸國に於ける在外機關を動員して、それら諸國の對ソ政策の緩和を策しつゝありと傳へられてゐたのである。

なほ、今回の事件に對しては、ソ聯側も英國側も小さく扱ふ態度を採つてゐるが、ソ聯は去るソ芬戦争に際しても和平の仲介を英國に申出たことがあり、ブレンネル會談に於いて傳へられた獨伊ソ三國同盟説に對しても、極めて消極的な態度を見せると共に、二十八日に至り英國政府に對しソ聯の中立的立場を説明し通商交渉の再開を提唱するなど、英國の對ソ態度の緩和を圖るために躍起となつて居り、先づ英國を抱き込み、英國の力を藉りてフランスの對ソ強硬態度を牽制させようとするものと見られてゐる。

即ち、去る三月十九日英國上院に於てハリファックス外相が、ひたすら對獨戦争の遂行を強調し、暗に佛ソ間の戦争は避けなければならない旨に言及した事は、以上の如き英佛ソ三國間の微妙な關係を物語るものに外ならなかつたのである。

五分單位式 日本電氣株式會社製 劃期的廉價

# ニテカ タイムレコーダ

型録送呈



**出勤用に**  
商店事務所の無言の監督者として規律が生れ遅刻缺勤率が低下します



**作業記録に**  
生産非常時の工場製作所の作業時間が公正に管理せられ能率が増進します



**原價計算に**  
買銀其他諸計算の基礎となり簡便迅速に一切の間違が防止されます



☆ベル・サイレンの鳴らせる自動時報装置附

日本電氣株式會社特販所  
**ニテカ販賣株式會社**  
東京市日本橋區通三丁目三番地 電話 4607-5034  
東京市日本橋區通三丁目三番地 電話 7034-4343  
東京市日本橋區通三丁目三番地 電話 5616  
名古屋市中區廣小路通 電話 1597

**文部省編纂圖書紹介**  
◇ロンドンの暴風(古垣鐵郎著) 本書は評論及び隨筆の類を集めたもので、その大部分は著者が朝日新聞特派員としてロンドン駐在中に執筆したもの。ロンドンの風物印象記に始まり、英國を繞る歐洲外交や英國第一流の指導者を扱つてゐる。全篇を通じて風俗習慣、政治、外交の各方面から英國を解剖して大英帝國苦惱の姿と英國國民の生活態度をよく解説してゐる。本書が第二次歐洲大戰の前奏曲であり、將來の世界世局の新方向を示唆するものとして甚だ興味あるのみならず世界の四分の一を領有して今尙國際政治の動向を支配してゐる英國及英國國民を理解する上に有益な書である。(四六四頁、定價二圓三〇錢、送料一〇錢、發行東京市神田區保町一ノ三番、振替東京三二五五番)

◇日本の性格の文學(倉藤清衛著) 文學の中に日本的性格を探らうとする著者の最近の研究の成果を、適當に按配して一冊に纏めたもので、内容としては、「自抑の文學」といふ様な我が文學の性格を自抑的、非表現的の點に考へる論考や、「人間像」としての我が文學、わが戰爭文學の性格などの新しい我が文學の見方や、又「新時代の日本文學」と題して、これからの新しい

文學は民族性並びに風土性の聯關に於て、根本的に把握されねばならないといふやうな主張など、いづれも日本的なものへの反省に當つて示唆される處の多い研究を收めてある。行文流暢平易な一般に適した良書である。(四六三〇頁、定價二圓三〇錢、送料一〇錢、發行東京市小石川區白山町四七番、振替東京九八八五番)

**官廳編纂圖書だより**  
◇獨逸の宣傳組織と其の實際(外務省調査部編) 嘗ての歐洲大戰に「兵士」として、彈雨の下を駆け廻り、宣傳の持つ恐るべき偉力を倍つた懸念なるヒトラーは、宣傳といふ偉大な力を利用して、大衆の氣持を把握して、今日のドイツを築くに至つた。本書はこのナチスの宣傳機構を、専ら客觀的に凡ゆる方面から解説したもので、「ドイツの宣傳の思想的背景、國內に於ける宣傳組織、國內宣傳組織の活動の實際、對外宣傳の活動状況」を論述したものである。(三三三頁、定價二圓三〇錢、送料一〇錢、發行東京市神田區保町一ノ三番、振替東京三二五五番)

◇週報合本(昭和十四年一月四日第一一六號より同年六月二十八日第一四一號までの週報を一括製本したもの、裝幀も丈夫で、後日利用する上に好適なものである。)(定價一圓三〇錢、送料三錢、發行内閣印刷局)

注意御	所込申	價定	週報
▲本誌より轉載の場合は必ず「國報第何號より轉載」の旨を明記し、且つ右轉載料を内閣情報部週報編輯部宛に郵送下さい ▲本誌記事の無断轉載は御断り下さい ▲掲載記事に對する御寄稿や御意見を附しての御意見も週報編輯部宛にお知らせ下さい ▲本誌に限り地圖とも送料一錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ路三三五一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 振替東京九三九〇番 各書店・驛賣店	本誌に限り 十錢(送料別) ▲陸約に送附希望の方は一部五錢(外局郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を送へ御申込み下さい ▲特大號の場合は其の都度郵送料を以て前金を送付して下さい	昭和十五年四月十日印刷發行 編輯部 内閣情報部 東京市麹町區永田町 印刷局 内閣印刷局 發行部 東京市麹町區大寺町

露光量違いにより重複撮影

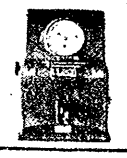
五分單位式 日本電氣株式會社製 劃期的廉價

**ニテカ**  
タイムレコーダ

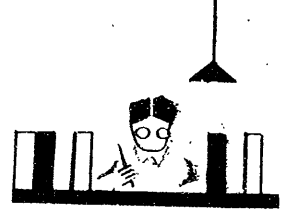
型録送呈



**出退勤用に**  
商店事務所の無言の監督者として規律が生れ遅刻欠勤率が低下します



**作業記録に**  
生産非常時の工場製作所の作業時間が公正に管理せられ能率が増進します



**原價計算に**  
貨銀其他諸計算の基礎となり簡單放速に一切の間違が防止されます



☆ ベル・サイレンの鳴らせる自動時報装置附

日本電氣株式會社特定販賣所  
**ニテカ販賣株式會社**  
本社 東京市日本橋區通 4607-5031  
支店 東京市西區上野區町 7034-4343  
支店 大阪府大阪市東區 5616  
支店 名古屋市中區廣小路通 1597

**文部省推薦圖書紹介**  
◇ロンドンの覆轍(宮垣鐵郎著) 本書は評論及び隨筆の類を集めたもので、その大部分は著者が朝日新聞特派員としてロンドン駐在中に執筆したものである。ロンドンの風物印象記に始まり、英國を繞る歐洲外交や英國第一流の指導者を扱つてゐる。全篇を通じて風俗習慣、政治、外交の各方面から英國を解剖して大英帝國苦惱の姿と英國國民の生活態度をよく解説してゐる。本書が第二次歐洲大戰の前奏曲であり、將來の世界世局の新方向を示唆するものとして其の興味あるのみならず世界の四分の一を領有して今尙國際政治の動向を支配してゐる英國及英國國民を理解する上に有益な書である。(四六列四四六頁 定價二五〇錢 發行東京市神田區區會館一ノ三三番 振替東京二五五五番)

◇日本の性格の文學(齊藤清衛著) 文學の中に日本的性格を探らうとする著者の最近の研究の成果を、適當に按配して一冊に纏めたもので、内容としては、「自抑の文學」といふ様な我が文學の性格を自抑的、非表現的な點に考へる論考や、「人間像」としての我が文學、我が戰争文學の性格などの新しい我が文學の見方や、又「新時代の日本文學」と題して、これからの新しい

文學は民族性並びに風土性の聯關に於て、根本的に把握されねばならないといふやうな主張など、いづれも日本的なものへの反省に當つて示唆される處の多い研究を收めてある。行文流暢平易な一般に適した良書である。(四六列三〇〇頁 定價一四〇錢 發行東京市小石川區白山町四十七番 振替東京九八八一五番)

**官廳編輯圖書だより**  
◇獨逸の宣傳組織と其の實際(外務省調査部編) 嘗ての歐洲大戰に「兵士」として、彈雨の下を駆け廻り、宣傳の持つ恐るべき偉力を信じた懸念なるヒトラーは、宣傳といふ偉大な力を利用して、大衆の氣持を把握して今日今日のドイツを築くに至つた。本書はこのナチスの宣傳機構を、専ら客觀的に凡ゆる方面から解説したもので、「ドイツの宣傳の思想的背景、國內に於ける宣傳組織、國內宣傳組織の活動の實際、對外宣傳の活動狀況」を論じたものである。(四列三三三頁 定價一四〇錢 發行東京市神田區區會館一ノ三三番 振替東京二五五五番)

◇週報合本(昭和十四年一月四日第一一六號より同年六月二十八日第一四一號までの週報を一括製本したものの装幀も丈夫で、後日利用する上、好簡なものである。(定價一五五錢 發行東京市神田區區會館一ノ三三番 振替東京二五五五番)

注意御	所込申	價定	週報
本誌より特約の場合約は必ず「週報何號より特約」の旨を明記し、且つ右特約料を内閣情報部週報課宛に送付して下さい。 本誌記事の掲載料は印刷後送付下さい。 掲載記事に對する御希望や御留に關しての御意見を週報課宛にお知らせ下さい。 本誌に限り地圖とも送料一錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五一一九 振替東京一九〇〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區區會館一ノ三三番 振替東京九三九〇番 各書店・驛賣店	本誌に限り 十錢(送料上) 〔外埠郵便に依る場合は〕 〔後約に送附希望の方は〕一五五錢(外埠郵便に依る場合は十錢)の割合を以て前金を送(即申込み下さい) 〔特大號の場合は其の都度御送金より郵料を申付けます〕	昭和十五年四月十日印刷發行 編輯部 内閣情報部 東京市神田區區會館内 印刷部 内閣印刷局 東京市神田區區會館内 發行部 東京市神田區區會館内

露光量違いにより重複撮影

# 週報

號日七十月四

**勤勞所得の源泉課税とは**  
 委託又は郵便による戸籍の届出  
 神武天皇聖蹟の調査  
 國民政府に對する各國の動向  
 少年保護事業の前進  
 機械技術者檢定について  
 市町村義務教育費國庫負擔法の改正

**北歐に戦局擴大**  
 戦禍の北歐事情

特別二千六百年史抄(二〇)  
 内閣情報部參事 菊池 寛

第一八三號

昭和十五年四月十七日發行  
 昭和十五年四月十七日發行  
 郵便認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週報

昭和十五年四月十一日發行  
 郵便認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行



純良薬品の商標



## 胃腸に タカチ"アスターゼ"

タカチアスターゼは食物消化酵素の綜合劑とも稱せられ就中  
 澱粉消化力は無比と言はれてゐる。更に澱粉以外に蛋白質、  
 脂肪を始め、纖維素、レシチン・イヌリン等十餘の各種消化  
 酵素を含み従つて多角的消化作用を営み、效力一定不變の點  
 が醫家により愛用支持を享けてゐる。 (粉末と錠劑)

東京市日本橋區室町 三共株式会社

(判LA51格規定國はさき大の書本)